

大阪府地域防災計画

《Osaka Prefecture Regional Disaster Management Plan》

基本対策編

(Basic Measures)

令和 7 年〇月修正

大阪府防災会議

(Osaka Prefecture Disaster Management Council)

目次

総 則

第1節 目的等……………	2	第1 防災関係機関の基本的責務	
第1 計画の目的		第2 防災関係機関の業務大綱	
第2 計画の構成			
第3 災害想定		第4節 住民、事業者の基本的責務……………	23
第2節 防災の基本方針……………	4	第1 住民の基本的責務	
第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱……………	6	第2 事業者の基本的責務	
		第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	
		第5節 計画の修正……………	25

災 害 予 防 対 策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備……………	30	第4 輸送基地の確保	
第1 組織体制の整備		第5 輸送手段の確保	
第2 防災拠点機能の確保・充実		第6 交通規制・管制の確保	
第3 装備資機材等の備蓄		第6節 避難受入れ体制の整備……………	62
第4 防災訓練の実施		第1 避難場所、避難路の指定	
第5 広域防災体制の整備		第2 避難場所、避難路の安全性の向上	
第6 人材の育成		第3 指定避難所の指定、整備	
第7 防災に関する調査研究の推進		第4 避難者の受入	
第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備		第5 避難者の状況把握に向けた準備	
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策		第6 在宅避難等	
第10 事業者、ボランティアとの連携		第7 避難指示等の事前準備	
第2節 情報収集伝達体制の整備……………	44	第8 避難誘導体制の整備	
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備		第9 広域避難体制の整備	
第2 情報収集伝達体制の強化		第10 危険度判定体制の整備	
第3 災害広報体制の整備		第11 応急仮設住宅等の事前準備	
第4 気象観測体制の整備		第12 斜面判定制度の活用	
第3節 消火・救助・救急体制の整備……………	49	第13 罹災証明書の発行体制の整備	
第1 市町村		第7節 緊急物資確保体制の整備……………	72
第2 府		第1 給水体制の整備	
第3 府警察		第2 食料・生活必需品の確保	
第4 第五管区海上保安本部		第8節 ライフライン確保体制の整備……………	76
第5 連携体制の整備		第1 水道・工業用水道	
第4節 災害時医療体制の整備……………	52	第2 下水道	
第1 災害医療の基本的考え方		第3 電力	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備		第4 ガス	
第3 現地医療体制の整備		第5 電気通信	
第4 後方医療体制の整備		第6 住民への広報	
第5 医薬品等の確保体制の整備		第7 倒木等への対策	
第6 患者等搬送体制の確立		第9節 交通確保体制の整備……………	82
第7 個別疾病対策		第1 鉄軌道施設	
第8 関係機関協力体制の確立		第2 道路施設	
第9 医療関係者に対する訓練等の実施		第3 港湾施設、漁港施設	
第10 災害医療機関等の施設整備		第4 空港施設	
第5節 緊急輸送体制の整備……………	58		
第1 陸上輸送体制の整備			
第2 航空輸送体制の整備			
第3 水上輸送体制の整備			

第10節	避難行動要支援者支援体制の整備	84
第1	障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	
第2	社会福祉施設の取組み	
第3	福祉避難所の指定	
第4	外国人に対する支援体制整備	
第5	その他の要配慮者に対する配慮	

第11節	帰宅困難者支援体制の整備	88
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第2	駅周辺における滞留者の対策	
第3	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	
第4	代替輸送確保の仕組み	
第5	徒歩帰宅者への支援	

第2章 地域防災力の向上

第1節	防災意識の高揚	92
第1	防災知識の普及啓発	
第2	防災教育	
第3	災害教訓の伝承	
第2節	自主防災体制の整備	96
第1	地区防災計画の策定等	

第2	自主防災組織の育成	
第3	事業者による自主防災体制の整備	
第4	救助活動の支援	
第3節	ボランティアの活動環境の整備	99
第4節	企業防災の促進	100

第3章 災害予防対策の推進

第1節	都市防災機能の強化	104
第1	防災空間の整備	
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	
第3	密集市街地の整備促進	
第4	建築物の安全性に関する指導等	
第5	空き家等の対策	
第6	所有者不明土地の活用	
第7	文化財	
第8	ライフライン・放送施設災害予防対策	
第9	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
第2節	地震災害予防対策の推進	113
第1	新・大阪府地震防災アクションプランの推進	
第2	大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）	
第3	大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）	
第4	地震・津波観測体制の整備	
第5	建築物の耐震対策等の促進	
第6	土木構造物の耐震対策等の推進	
第7	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3節	津波災害予防対策の推進	120
第1	想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	
第2	ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）	
第3	防潮堤等の整備等	
第4	津波・高潮ステーション	
第5	津波から「逃げる」ための総合的な対策	

第4節	水害予防対策の推進	127
第1	洪水対策	
第2	雨水出水対策	
第3	高潮対策	
第4	水害減災対策	
第5	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	
第6	地盤沈下対策	
第5節	土砂災害予防対策の推進	135
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	
第2	土石流対策（砂防）	
第3	地すべり対策	
第4	急傾斜地崩壊対策	
第5	土砂災害警戒情報の作成・発表	
第6	山地災害対策	
第7	宅地造成及び盛土等対策	
第8	道路防災対策	
第6節	危険物等災害予防対策の推進	139
第1	危険物災害予防対策	
第2	高圧ガス災害予防対策	
第3	火薬類災害予防対策	
第4	毒物劇物災害予防対策	
第5	危険物積載船舶等災害予防対策	
第6	管理化学物質災害予防対策	
第7	石油コンビナート等災害予防対策	
第7節	火災予防対策の推進	144
第1	建築物等の火災予防	
第2	林野火災予防	

災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員	143
第1 府の組織体制	
第2 府の動員体制	
第3 市町村の組織動員配備体制	
第4 関西広域連合の組織動員配備体制	
第5 防災関係機関の組織動員配備体制	
第2節 自衛隊の災害派遣	150
第1 知事等の派遣要請	
第2 自衛隊の自発的出動基準	
第3 派遣部隊の受入れ	
第4 派遣部隊の活動	
第5 撤収要請	
第3節 <u>広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援</u>	154

第1 <u>広域応援の要請</u>	
第2 <u>広域応援の受援体制の確立</u>	
第3 広域応援等の受入れ <u>の実施</u>	
第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	
第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援	
第6 関係機関の連絡調整	

第4節 災害緊急事態	160

第5節 災害発生都道府県の応援	161

第1 災害発生都道府県知事からの応援の要求	
第2 <u>応援派遣職員の環境整備・装備等の充実</u>	

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達	163
第1 気象予報の伝達	
第2 土砂災害警戒情報の伝達	
第3 津波警報・注意報等の伝達	
第4 大雨警報・洪水警報の危険度分布等	
第5 住民への周知	
第2節 警戒活動	180
第1 気象観測情報の収集伝達	
第2 水防警報及び洪水予報等	
第3 水防活動	
第4 土砂災害警戒活動	
第5 異常現象発見時の通報	
第6 ライフライン・交通等警戒活動	
第7 在港船舶避難活動	
第8 流木防止活動	
第9 物資等の事前状況確認	
第3節 津波警戒活動	189

第1 避難対策等	
第2 水防活動	
第3 ライフライン・放送事業者の活動	
第4 交通対策	
第5 在港船舶に対する周知活動	
第6 流木防止活動	

第4節 発災直後の情報収集伝達	196

第1 情報収集伝達経路	
第2 府における情報収集伝達	
第3 市町村における情報収集伝達	
第4 防災関係機関の情報収集伝達	
第5 通信手段の確保	

第5節 災害広報	201

第1 災害モード宣言	
第2 災害広報	
第3 報道機関との連携	
第4 広聴活動の実施	

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動	206
第1 市町村	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 各機関による連絡会議の設置	
第6 自主防災組織	
第7 惨事ストレス対策	

第2節 医療救護活動	209

第1 医療救護活動に関する府の組織体制	
第2 医療情報の収集・提供活動	
第3 現地医療対策	
第4 後方医療対策	
第5 医薬品等の確保・供給活動	
第6 個別疾病対策	

第4章 避難行動

第1節 避難誘導	216
第1 高齢者等避難、避難指示	
第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示	
第3 住民への周知	
第4 避難者の誘導等	

第5 避難者の運送	
第6 警戒区域の設定	

第2節 指定避難所の開設・運営等	222

第1 指定避難所の開設	
第2 指定避難所の管理、運営	
第3 指定避難所の早期解消のための取組み等	

第3節 避難行動要支援者等への支援…………… 226	第4節 広域一時滞在への対応…………… 228
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	
第5章 交通対策、緊急輸送活動	
第1節 交通規制・緊急輸送活動…………… 230	第2節 交通の維持復旧…………… 235
第1 陸上輸送	第1 交通の安全確保
第2 水上輸送	第2 交通の機能確保
第3 航空輸送	
第6章 二次災害防止、ライフライン確保	
第1節 公共施設応急対策…………… 238	第3節 ライフライン・放送の確保…………… 242
第1 公共土木施設等	第1 被害状況の報告
第2 公共建築物	第2 ライフライン事業者における対応
第3 応急工事	第3 放送事業者における対応
第2節 民間建築物等応急対策…………… 240	第4 府及び関係機関における対応
第1 民間建築物等	
第2 危険物等	第4節 農林水産関係応急対策…………… 246
第3 放射性物質	第1 農業用施設
第4 文化財	第2 漁港施設
	第3 農作物
	第4 畜産
	第5 林産物
第7章 被災者の生活支援	
第1節 支援体制…………… 249	第4 応急仮設住宅の借上げ
第2節 住民等からの問い合わせ…………… 250	第5 応急仮設住宅の運営管理
第3節 災害救助法の適用…………… 251	第6 公共住宅への一時入居
第1 法の適用	第7 住宅に関する相談窓口の設置等
第2 救助の内容	第8 他府県への応急仮設住宅に関する要請
第4節 緊急物資の供給…………… 252	第9 建設用資機材等の調達
第1 物資等の運送要請	
第2 給水活動	第6節 応急教育…………… 257
第3 食料・生活必需品の供給	第1 教育施設の応急整備
第5節 住宅の応急確保…………… 255	第2 応急教育体制の確立
第1 被災住宅の応急修理	第3 就学援助等
第2 住居障害物の除去	
第3 応急仮設住宅の建設	第7節 自発的支援の受入れ…………… 259
	第1 ボランティアの受入れ
	第2 義援金品の受付・配分
	第3 海外からの支援の受入れ
	第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等
第8章 社会環境の確保	
第1節 保健衛生活動…………… 264	第3節 遺体対策…………… 272
第1 防疫活動	第1 府警察、第五管区海上保安本部
第2 食品衛生監視活動	第2 市町村
第3 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止	第3 府
第4 保健衛生活動における連携体制	
第5 保健所の機能強化	第4節 社会秩序の維持…………… 274
第6 動物保護等の実施	第1 住民への呼びかけ
第2節 廃棄物の処理…………… 269	第2 警戒活動の強化
第1 し尿処理	第3 暴力団排除活動の徹底
第2 ごみ処理	第4 物価の安定及び物資の安定供給
第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則……………	278	第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置……………	280
第1 目的		第1 東海地震予知情報等の伝達	
第2 基本方針		第2 警戒態勢の確立	
第2章 東海地震注意情報発表時の措置……………	279	第3 住民等に対する広報	
第1 東海地震注意情報の伝達			
第2 警戒態勢の準備			

付編2：南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則……………	284	第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項……………	289
第1 推進計画の目的		第1 津波からの防護	
第2 推進地域		第2 円滑な避難の確保	
第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱		第3 迅速な救助に関する事項	
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応……………	285	第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項……………	290
第1 南海トラフ地震臨時情報について		第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項……………	290
第2 防災対応について			
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について			
第3章 地震発生時の応急対策等……………	288		
第1 組織			
第2 地震発生時の応急対策			

事故等災害応急対策

第1節 海上災害応急対策……………	292	第4 火薬類災害応急対策	
第1 府の組織動員		第5 毒物劇物災害応急対策	
第2 通報連絡体制		第6 管理化学物質災害応急対策	
第3 事故発生時における応急措置		第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策……………	324
第4 事故対策連絡調整本部の設置		第1 府の組織動員	
第2節 航空災害応急対策……………	299	第2 通報連絡体制	
第1 府の組織動員		第3 火災の警戒	
第2 大阪国際空港		第4 市町村	
第3 関西国際空港		第5 府警察	
第4 八尾空港		第6 大阪ガスネットワーク株式会社	
第5 その他の地域		第7 高層建築物、地下街の管理者等	
第3節 鉄道災害応急対策……………	310	第7節 林野火災応急対策……………	329
第1 府の組織動員		第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制		第2 市町村の活動体制	
第3 鉄軌道事業者の災害応急対策		第3 防災関係機関等の活動体制	
第4節 道路災害応急対策……………	313	第4 火災通報等	
第1 府の組織動員		第5 火災の警戒	
第2 情報収集伝達体制			
第3 道路管理者の災害応急対策			
第5節 危険物等災害応急対策……………	316		
第1 府の組織動員			
第2 危険物災害応急対策			
第3 高圧ガス災害応急対策			

災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進	336
第1 被害の調査	
第2 公共施設等の復旧	
第3 激甚災害の指定	
第4 激甚災害指定による財政援助	
第5 特定大規模災害	
第2節 被災者の生活再建等の支援	338
第1 災害弔慰金等の支給	
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	
第3 罹災証明書の交付等	
第4 租税等の減免及び徴収猶予等	
第5 雇用機会の確保	

第6 住宅の確保等	
第7 被災者生活再建支援金	
第3節 中小企業の復旧支援	344
第1 府の措置	
第2 資金の融資	
第4節 農林漁業関係者の復旧支援	345
第1 府の措置	
第2 資金の融資	
第5節 ライフライン等の復旧	346

第2章 災害復興対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方	351
第2節 府における復興に向けた組織・体制整備	352
第1 復興対策本部の設置	
第2 関係機関との調整	
第3節 府における復興計画等の策定	353
第1 復興方針の策定	

第2 復興計画の策定	
第3 復興計画の内容	
第4 復興財源の確保	
第4節 市町村における復興に向けた取組み	355
第5節 関西広域連合における復興に向けた取組み	356

〔総 則〕

第1節 目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高压ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く府民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図る。

第2 計画の構成

この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、府域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。但し、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。

第3 災害想定

この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 海上災害
- 5 航空災害
- 6 鉄道災害

- 7 道路災害
- 8 危険物等災害
- 9 高層建築物、地下街及び市街地災害
- 10 林野火災
- 11 原子力災害
- 12 竜巻災害

第2節 防災の基本方針

我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきた。しかし、平成 28 年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成 30 年に発生した大阪府北部を震源とする地震、さらには元日に発生した令和 6 年能登半島地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、1 命を守る、2 命をつなぐ、3 必要不可欠な行政機能の維持、4 経済活動の機能維持、5 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロをめざす防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災をめざす。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。但し、大阪には880万人にも及ぶ多くの人口が集中するとともに、被害によって大阪が機能不全に陥ると、全国的にみても、社会・経済的に多大な影響を与えることが懸念されることから、特に津波対策の根幹をなす防潮堤対策等については、より安全を重視したレベル1+αのハード対策に取り組むこととする。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策

定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。

第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1 府

府は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県「福井県、三重県」の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務大綱

1 府

(1) 副首都推進局

- ☐ 大阪市災害対策本部第一協力部の分掌事務に関する事

(2) 危機管理室

- ☐ 府の防災・危機管理対策の総合調整に関する事
- ☐ 大阪府防災会議の事務に関する事
- ☐ 大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ☐ 市町村等防災関係機関との調整に関する事
- ☐ 市町村地域防災計画の指導に関する事
- ☐ 消防計画の指導に関する事
- ☐ 消防力の強化に関する事
- ☐ 消火活動に係る広域応援に関する事
- ☐ 救助・救急活動に関する事
- ☐ 自主防災組織体制の整備に関する事
- ☐ ボランティアの活動環境の整備に関する事
- ☐ 防災に係る教育、訓練に関する事
- ☐ 防災拠点の管理・運営に関する事
- ☐ 防災行政無線の整備等に関する事
- ☐ 被害情報の収集・伝達に関する事
- ☐ 報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関する事
- ☐ 災害記録に関する事
- ☐ 災害救助法に関する事
- ☐ 災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事
- ☐ 被災者生活再建支援法に関する事
- ☐ 避難行動に関する事
- ☐ 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- ☐ 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関する事
- ☐ 救助物資等の緊急輸送に関する事
- ☐ 義援物資に関する事
- ☐ 緊急調査員の編成に関する事
- ☐ 国・市町村との連絡に関する事
- ☐ 自衛隊との連絡、調整に関する事
- ☐ 他府県との相互応援に関する事
- ☐ 津波対策に関する事
- ☐ 危険物の防災対策に関する事
- ☐ 高圧ガス・火薬類の防災対策に関する事
- ☐ 環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関する事

総則

災害予
防対策

災害
応急
対策

付
編

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

- ☐ 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- ☐ 安定ヨウ素剤の整備・保管に関する事

(3) 政策企画部（危機管理室以外）

- ☐ 国に対する緊急要望に関する事
- ☐ 復興に係る府政の総合企画及び調整に関する事
- ☐ 報道機関との連絡に関する事

(4) 万博推進局

- ☐ 大阪市災害対策本部の分掌事務に関する事

(5) 総務部

- ☐ 災害時における職員の服務等に関する事
- ☐ 職員参集状況の把握に関する事
- ☐ 災害時における他部局及び市町村の応援に関する事
- ☐ 被災市町村の行財政の指導、資金措置に関する事
- ☐ 車両の調達計画に関する事
- ☐ 庁舎等の防災に関する事
- ☐ 災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事

(6) 財務部

- ☐ 災害対策関係予算その他財務に関する事
- ☐ 自然災害防止事業債に関する事
- ☐ 府税の減免に関する事

(7) スマートシティ戦略部

- ☐ 情報通信基盤に関する事

(8) 府民文化部

- ☐ 災害広報に関する事
- ☐ 府民からの相談に関する事
- ☐ 物価の監視・安定に関する事
- ☐ 海外からの支援団の活動支援に関する事
- ☐ 外国政府関係機関等との連絡調整に関する事
- ☐ 男女共同参画の視点からの庁内及び市町村との連絡調整に関する事

(9) I R 推進局

- ☐ 災害対策本部等における部の事務分掌に関する事

(10) 福祉部

- ☐ 府民への義援金に関する事
- ☐ 所管福祉施設入所者の避難計画に関する事
- ☐ 大阪府社会福祉協議会が設置運営する災害時ボランティアセンターの運営にかかる連絡・調整に関する事
- ☐ 要援護高齢者、障がい者等の避難に関する事
- ☐ 要援護高齢者、障がい者等に対する福祉サービスに関する事

(11) 健康医療部

- ☐ 災害時の医療体制の整備計画に関する事
- ☐ 医療救護班 (保健医療活動チーム) の活動に関する事
- ☐ 民間医療施設の防災計画に関する事
- ☐ 医師会等の協定に関する事
- ☐ 監察医業務に関する事
- ☐ 救急医療体制の充実にに関する事
- ☐ 救急医療情報センターの情報把握に関する事
- ☐ 災害時における保健衛生に関する事
- ☐ 防疫に関する事
- ☐ 地方独立行政法人大阪府立病院機構（府立病院）に係る災害時の医療体制の整備計画に関する事
- ☐ 毒物・劇物の災害予防に関する事
- ☐ 災害時の遺体対策に係る火葬計画に関する事
- ☐ 粉乳の調達あっせんにに関する事
- ☐ 食品衛生の監視及び感染症対策に関する事
- ☐ し尿処理施設の維持管理に関する事
- ☐ 水道施設の耐震化事業に係る指導に関する事
- ☐ 水道施設の被害状況の把握に関する事
- ☐ 水道の広域応援の要請に関する事
- ☐ 飲料水の摂取制限等に関する事
- ☐ 水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関する事

(12) 商工労働部

- ☐ 災害時の緊急物資（生活必需品）の調達、あっせんにに関する事
- ☐ 災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんにに関する事
- ☐ 中小企業等に対する融資等の対策に関する事
- ☐ 不正計量の監視に関する事
- ☐ 災害による離職者に対する就職あっせん及びその要請に関する事
- ☐ 被災事業者に対する雇用維持の要請に関する事

(13) 環境農林水産部

- ☐ 自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること
- ☐ 森林の防災に関すること
- ☐ 府営林等に関すること
- ☐ 治山事業の推進に関すること
- ☐ 山地災害危険地の把握に関すること
- ☐ 林野火災対策に関すること
- ☐ 復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること
- ☐ ため池防災に関すること
- ☐ ため池の治水活用に関すること
- ☐ 土地改良事業に関すること
- ☐ 農林水産施設の防災計画に関すること
- ☐ 農地防災対策に関すること
- ☐ 農作物及び家畜の防疫等に関すること
- ☐ 動物の保護等に関すること
- ☐ 耕地関係復旧事業の指導調整に関すること
- ☐ 中央卸売市場の活動把握に関すること
- ☐ 漁港施設対策に関すること
- ☐ 応急救助用食料の確保、調達に関すること
- ☐ 農林災害復旧補償に関すること
- ☐ 被災農林、漁業者に対する災害融資に関すること
- ☐ 地盤沈下対策に関すること
- ☐ 廃棄物の処理に関すること
- ☐ 飲食物の摂取制限等に関すること

(14) 都市整備部

- ☐ 地震津波対策に関すること
- ☐ 河川の整備に関すること
- ☐ 水防に関すること
- ☐ 特定地域の潮害に関すること
- ☐ ため池の治水活用に関すること
- ☐ 土砂災害の防止に関すること
- ☐ 地すべり防止法に基づく区域指定に関すること
- ☐ 道路の整備に関すること
- ☐ 道路交通の確保に関すること
- ☐ 災害危険度判定調査の促進に関すること
- ☐ 都市公園の整備に関すること
- ☐ 土木施設の緑化に関すること
- ☐ 下水道施設の整備に関すること
- ☐ 公共土木施設等の二次災害の防止に関すること

- ☐ 斜面判定制度に関する事
- ☐ 災害復旧事業に関する事
- ☐ 災害復旧事業に係る市町村指導に関する事
- ☐ 防災知識の普及・啓発に関する事
- ☐ 宅地造成工事規制区域の指定に関する事
- ☐ 宅地防災パトロールの活動に関する事
- ☐ 建築基準法に係る災害危険区域の指定に関する事
- ☐ 建築資材の調達協定に関する事
- ☐ 建築物の耐震化に関する事
- ☐ 密集市街地の整備促進に関する事
- ☐ 建築物等の火災予防に関する事
- ☐ 応急仮設住宅に関する事
- ☐ 応急修理に関する事
- ☐ 管下事業主体の対策調整に関する事
- ☐ 住宅金融支援機構等との連絡に関する事
- ☐ 被災府営住宅の応急対策に関する事
- ☐ 建築物の二次災害の防止に関する事
- ☐ 宅地の二次災害の防止に関する事
- ☐ 被災建築物応急危険度判定制度に関する事
- ☐ 被災宅地危険度判定制度に関する事
- ☐ 住宅相談に関する事
- ☐ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関する事
- ☐ 公営住宅復旧計画に関する事
- ☐ 住宅復興計画の策定・推進に関する事
- ☐ 被災住宅に対する災害特別融資に関する事

(15) 大阪都市計画局

- ☐ 防災都市づくり計画の推進に関する事
- ☐ 都市の復興に関する事
- ☐ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進に関する事

(16) 大阪港湾局

- ☐ 大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関する事
- ☐ 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関する事
- ☐ 海務関係官庁との連絡調整に関する事
- ☐ 在港船舶の対策に関する事
- ☐ 海上の流木処理、流出油の防除措置に関する事
- ☐ 津波・高潮対策に関する事
- ☐ 本部長の特命事項に関する事

(17) 会計局

- ☐ 緊急時の財務処理に関する事

(18) 教育庁

- ☐ 防災教育に関する事
- ☐ 災害時の応急教育に関する事
- ☐ 児童及び生徒の避難に関する事
- ☐ 被災児童及び生徒の就学援助に関する事
- ☐ 被災児童及び生徒の救護に関する事
- ☐ 指定避難所の開設等に対する協力に関する事
- ☐ 私立学校等の防災計画に関する事
- ☐ 文化財応急対策に関する事

2 大阪府警察

- ☐ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- ☐ 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- ☐ 交通規制・管制に関する事
- ☐ 広域応援等の要請・受入れに関する事
- ☐ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
- ☐ 災害資機材の整備に関する事

3 市町村

- ☐ 当該市町村の防災会議及び災害対策本部に関する事
- ☐ 当該市町村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事
- ☐ 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関する事
- ☐ 消防活動及び水防活動の実施に関する事
- ☐ 防災関係機関との連絡調整に関する事
- ☐ 住民の防災活動の促進に関する事

4 関西広域連合

- ☐ 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事
- ☐ 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事
- ☐ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事
- ☐ 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関する事

5 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- ☐ 情報収集及び連絡に関すること
- ☐ 警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援に関すること
- ☐ 警察通信の運用に関すること
- ☐ 関係府県警察の警察活動に関する調整等に関すること

(2) 近畿総合通信局

- ☐ 非常通信体制の整備に関すること
- ☐ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- ☐ 災害時における電気通信の確保に関すること
- ☐ 非常通信の統制、管理に関すること
- ☐ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- ☐ 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること
- ☐ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

(3) 近畿財務局

- ☐ 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関すること
- ☐ 国有財産の無償貸付等の措置に関すること
- ☐ 地方公共団体に対する災害融資に関すること
- ☐ 災害復旧事業費の立会い等に関すること

(4) 近畿厚生局

- ☐ 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること

(5) 大阪労働局

- ☐ 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること
- ☐ 労働者の災害補償に関すること
- ☐ 離職者の早期再就職等の促進に関すること
- ☐ 雇用保険の失業等給付に関すること

(6) 近畿農政局

- ☐ 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
- ☐ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること
- ☐ 農業関係被害の調査・報告等に関すること

- ☐ 災害時における病虫害の防除および家畜の管理等に関すること
- ☐ 農畜物の需給調整に関すること
- ☐ 農業協同組合等に対する融資等に関すること
- ☐ 農地・施設の復旧対策の指導に関すること
- ☐ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること
- ☐ 土地改良機械の緊急貸付に関すること
- ☐ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
- ☐ 野菜・乳製品等の供給あっせんに関すること
- ☐ 技術者の緊急派遣等に関すること

(7) 近畿農政局（大阪府拠点）

- ☐ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

(8) 近畿中国森林管理局

- ☐ 国有保安林・治山施設の整備に関すること
- ☐ 林野火災予防体制の整備に関すること
- ☐ 林野火災対策の実施に関すること
- ☐ 災害対策用材の供給に関すること

(9) 近畿経済産業局

- ☐ 工業用水道の復旧対策の推進に関すること
- ☐ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ☐ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ☐ 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること
- ☐ 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関すること

(10) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- ☐ 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関すること
- ☐ 鉱山の保安に関する業務指導に関すること

(11) 近畿地方整備局

- ☐ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- ☐ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ☐ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ☐ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ☐ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ☐ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ☐ 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- ☐ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること

- ☐ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- ☐ 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- ☐ 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- ☐ 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- ☐ 空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること
- ☐ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

(12) 近畿運輸局

- ☐ 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
- ☐ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ☐ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること
- ☐ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
- ☐ 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
- ☐ 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

(13) 大阪航空局

- ☐ 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること
- ☐ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
- ☐ 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- ☐ 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- ☐ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

(14) 近畿地方測量部

- ☐ 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
- ☐ 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること
- ☐ 防災地理情報の整備

(15) 大阪管区気象台

- ☐ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- ☐ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ☐ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- ☐ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- ☐ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(16) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地）

- ☐ 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- ☐ 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること
- ☐ 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること
- ☐ 海難救助体制の整備に関すること
- ☐ 海上交通の制限に関すること
- ☐ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- ☐ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
- ☐ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- ☐ 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること
- ☐ 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

(17) 近畿地方環境事務所

- ☐ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

(18) 近畿中部防衛局

- ☐ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
- ☐ 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する大阪府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること
- ☐ 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- ☐ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- ☐ 災害派遣に関すること
- ☐ 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 独立行政法人国立病院機構 近畿グループ

- ☐ 国立病院等が実施する災害医療活動等の調整に関すること

(2) 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）

- ☐ ダム施設等の整備と防災管理に関すること
- ☐ 水防に関すること

(3) 日本銀行（大阪支店）

- ☐ 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること
- ☐ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
- ☐ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること

- ☐ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事
- ☐ 各種措置に関する広報に関する事

(4) 日本赤十字社（大阪府支部）

- ☐ 災害医療体制の整備に関する事
- ☐ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関する事
- ☐ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- ☐ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- ☐ 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ☐ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- ☐ 救援物資の備蓄に関する事

(5) 日本放送協会（大阪放送局）

- ☐ 防災知識の普及等に関する事
- ☐ 災害時における放送の確保対策に関する事
- ☐ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- ☐ 気象予警報等の放送周知に関する事
- ☐ 指定避難所等への受信機の貸与に関する事
- ☐ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ☐ 災害時における広報に関する事
- ☐ 災害時における放送の確保に関する事
- ☐ 災害時における安否情報の提供に関する事

(6) 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- ☐ 管理道路の整備と防災管理に関する事
- ☐ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ☐ 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(7) 阪神高速道路株式会社

- ☐ 管理道路の整備と防災管理に関する事
- ☐ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ☐ 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(8) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）

- ☐ 空港周辺の航空機災害の予防に関する事
- ☐ 空港施設の応急点検体制の整備に関する事
- ☐ 空港周辺の航空機災害の応急対策に関する事
- ☐ 災害時における輸送確保に協力する事

- ☐ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関する事
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下「西日本旅客鉄道株式会社等」という。）

 - ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
 - ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
 - ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
 - ☐ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
 - ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
 - ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
- (10) 西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

 - ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
 - ☐ 応急復旧用通信施設の整備に関する事
 - ☐ 津波警報、気象警報の伝達に関する事
 - ☐ 災害時における重要通信確保に関する事
 - ☐ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
 - ☐ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
 - ☐ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事
- (11) 日本郵便株式会社近畿支社

 - ☐ 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
 - ☐ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
 - ☐ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
- (12) 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

 - ☐ ガス施設の整備と防災管理に関する事
 - ☐ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
 - ☐ 災害時におけるガスの供給確保に関する事
 - ☐ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (13) 日本通運株式会社（大阪支店）

 - ☐ 緊急輸送体制の整備に関する事
 - ☐ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事
- (14) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

 - ☐ 電力施設の整備と防災管理に関する事
 - ☐ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
 - ☐ 災害時における電力の供給確保に関する事
 - ☐ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

(15) KDDI株式会社（関西総支社）

- ☐電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ☐応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ☐津波警報、気象警報の伝達に関する事
- ☐災害時における重要通信確保に関する事
- ☐災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- ☐被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- ☐「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

(16) ソフトバンク株式会社

- ☐電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ☐応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ☐津波警報、気象警報の伝達に関する事
- ☐災害時における重要通信確保に関する事
- ☐災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- ☐被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- ☐「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

(17) 楽天モバイル株式会社

- ☐電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ☐応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ☐津波警報、気象警報の伝達に関する事
- ☐災害時における重要通信確保に関する事
- ☐携帯電話料金の減免に関する事
- ☐被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- ☐「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

(18) 各土地改良区

- ☐ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ため池の治水活用にに関する事
- ☐農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- ☐湛水防除活動に関する事
- ☐被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

(19) 各水防事務組合

- ☐水防団員の教育及び訓練に関する事
- ☐水防資機材の整備、備蓄に関する事
- ☐水防活動の実施に関する事

(20) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

(21) 一般社団法人大阪府医師会

- ☐ 災害時における医療救護の活動に関する事
- ☐ 負傷者に対する医療活動に関する事

(22) 一般社団法人大阪府歯科医師会

- ☐ 災害時における医療救護の活動に関する事
- ☐ 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

(23) 一般社団法人大阪府薬剤師会

- ☐ 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- ☐ 医薬品等の確保及び供給に関する事

(24) 公益財団法人大阪府消防協会

- ☐ 防火・防災思想の普及に関する事
- ☐ 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事

(25) 各民間放送株式会社

- ☐ 防災知識の普及等に関する事
- ☐ 災害時における広報に関する事
- ☐ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- ☐ 気象予警報等の放送周知に関する事
- ☐ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ☐ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(26) 一般社団法人大阪府トラック協会

- ☐ 緊急輸送体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
- ☐ 復旧資機材等の輸送協力に関する事

(27) 大阪府道路公社

- ☐ 公社管理道路の整備と防災管理に関する事
- ☐ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事

☐被災道路の復旧事業の推進に関する事

(28) 一般社団法人大阪府LPガス協会

- ☐LPガス施設の整備と防災管理に関する事
- ☐災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事
- ☐災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事
- ☐被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事

(29) 地方独立行政法人大阪府立病院機構

- ☐災害医療活動等の調整に関する事
- ☐災害時における医療救護の活動に関する事

(30) 大阪広域水道企業団

- ☐水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- ☐水道用水・工業用水道の被害情報に関する事
- ☐災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- ☐水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- ☐応急給水及び応急復旧に関する事

(31) 公益社団法人大阪府看護協会

- ☐災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- ☐被災者に対する看護活動に関する事

8 原子力事業者

- ☐ 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること
- ☐ 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること
- ☐ 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること
- ☐ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持に関すること
- ☐ 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への資料の提出に関すること
- ☐ 防災教育及び防災訓練の実施に関すること
- ☐ 原子力防災知識の普及、啓発に関すること
- ☐ 環境放射線監視への協力に関すること
- ☐ 災害情報の収集伝達及び通報連絡に関すること
- ☐ 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関すること
- ☐ 緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること
- ☐ 緊急時医療活動への協力に関すること
- ☐ 他の原子力事業者への協力に関すること
- ☐ その他、大阪府・関係市町等が実施する原子力防災対策への積極的な協力に関すること

第4節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第5節 計画の修正

大阪府防災会議は、災害対策基本法第40条及び原子力災害対策特別措置法第28条の規定に基づき、大阪府地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。

市町村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、府、市町村及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市町村に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

〔注 記〕

本計画における用語について

- 住民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。
原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 沿岸市町・・・・・・・・津波浸水想定（平成25年8月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に含む市町をいう。
- 関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・・・・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
- 第五管区海上保安本部等・・・・・・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、陸上自衛隊第3師団が警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。
- ライフライン・・・・・・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、廃棄物処理の事業をいう。
- 原子力事業者等・・・・・・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。
- 新関西国際空港株式会社・・・・・・・・大阪国際空港及び関西国際空港の設置管理者。両空港における防災・危機管理を含めた空港運営は、運営権譲渡先の関西エアポート株式会社（運営権者）が担う。なお、事態が深刻化する等により、関西エアポート株式会社による主体的かつ的確な事態の收拾が難しいと判断される場合には、新関西国際空港株式会社は、関西エアポート株式会社と調整のうえ、国と一

体的にかつ関係者と連携しつつ、主体的に事態に対処する。
災害時・・・・・・・・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

〔災害予防対策〕

第 1 章

防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 組織体制の整備

1 府の組織体制の整備

府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

また、府と市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 平常時から活動する組織

ア 大阪府防災会議

大阪府地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

〔組織〕

会長 知事

委員 指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、府警本部、市町村及び消防機関、指定公共機関・指定地方公共機関の長等、府知事部局の職員（副知事、危機管理監、都市整備部長）

イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部

府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

〔組織〕

本部長 知事

副本部長 副知事（3名）、危機管理監

本部員 副首都推進局長、政策企画部長、企画室長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織

ア 大阪府防災・危機管理警戒体制

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

(ア) 大阪府防災・危機管理警戒班

〔組織〕

班長 危機管理室課長補佐

班員 危機管理室職員（管理職を除く。）

(イ) 大阪府防災・危機管理指令準備部

〔組織〕

- 部長 危機管理室課長又は参事
- 班長 危機管理室課長補佐
- 班員 危機管理室職員（管理職を除く。）

イ 大阪府防災・危機管理指令部

災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

- 指令部長 危機管理監
- 指令部副部長 危機管理室長、事業調整室長
- 指令部員 防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、企画室連携課長、成長戦略局空港政策担当課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、財政課長、スマートシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、IR推進局企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、保健医療室医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室森づくり課長、農政室整備課長、水産課長、都市整備総務課長、事業調整室都市防災課参事（防災計画グループ長）、道路室道路環境課長、河川室河川環境課長、大阪都市計画局計画推進室総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会計総務課長、教育総務企画課長

なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。
《地域情報班》 大阪府防災・危機管理警戒班又は大阪府防災・危機管理指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。

〔組織〕

- 地域情報班長 土木事務所地域防災監※
- 地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員
- ※土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。
（以下、同じ）

ウ 大阪府災害警戒本部

大阪府災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度5弱又は震度5強を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- 本部長 知事
- 副本部長 副知事（3名）、危機管理監
- 本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマ

ートシティ戦略部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長

なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。

《地域警戒班》 大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域警戒班長 土木事務所地域防災監

地域警戒班員 府民センタービル内出先機関の職員

エ 大阪府災害対策本部

防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以上の震度を観測したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事

副本部長 副知事（3名）、危機管理監

本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

《大阪府災害対策本部地域連絡部》

大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域連絡部長 土木事務所地域防災監

地域連絡部員 府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者

オ 大阪府現地災害対策本部

災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

〔組織〕

本部長 災害対策本部長が指名する者

副本部長 災害対策本部長が指名する者

本部員 土木事務所地域防災監、府民センタービル内出先機関の長及び保健所長
なお、必要に応じてその他出先機関の長等を追加する。

カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）

水防を総括するために設置する。

〔組織〕

水防本部長 知事

副本部長	副知事（都市整備部担当）、危機管理監
指揮監	都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長、大阪港湾局長
指揮監付	都市整備部技監、都市整備部次長、事業調整室長、河川室長、環境農 林水産部次長、災害対策課長、大阪港湾局理事
指揮班長	事業調整室都市防災課参事（防災計画グループ長）
指揮副班長	河川環境課長、道路環境課長
現地指導班長	土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、大阪 港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長
機動班長	用地課長、安威川ダム建設事務所長、モノレール建設事務所長

キ 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。
なお、必要に応じて構成員を追加する。

（ア）組織及び運営

a 組織構成

大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区气象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）

b 運営

会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。

（イ）業務

- a 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換
- b 相互協力及び応援要請の調整
- c その他相互協力に関し必要な事項

2 府の動員体制の整備

府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

(1) 職員の配備体制

知事は必要に応じ各号配備を指令する。

- ア 非常1号配備
- イ 非常2号配備
- ウ 非常3号配備

※配備基準は、「災害応急対策 第1章 第1節 組織動員」に記載

(2) 勤務時間外における動員体制

- ア 防災・危機管理当直の実施

勤務時間外における災害・危機事象にかかる原因情報等の迅速な収集と伝達を図るため、防災・危機管理当直を実施する。

イ 主要防災関係職員への早期情報伝達

災害対策本部員、防災・危機管理指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話を携帯させ、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。

ウ 防災担当職員用住宅等の確保

防災・危機管理指令部員など主要な防災関係職員を緊急に参集させるため、庁舎周辺での住宅を確保する。

エ 緊急防災推進員の指名

大阪府災害対策本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。

府は、平常時から市町村に緊急防災推進員の役割を周知するとともに、市町村が実施する訓練に緊急防災推進員を参加させ、業務の習熟を図る。

オ 水門等緊急操作員の指名

津波注意報以上の発表時における水門等の津波防御施設の迅速な操作及び操作に伴う交通規制を実施するため、津波防御施設等に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を水門等緊急操作員として指名する。

3 市町村の組織動員体制の整備

- (1) 市町村は、当該市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。
- (2) 市町村は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。
- (3) 市町村と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

4 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

5 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図

る。

6 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2 防災拠点機能の確保・充実

府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実に努めるとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

府は、災害対策本部等用として、消防、警察、自衛隊等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

1 防災拠点の定義

府における防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」をいう。

2 司令塔機能の整備

府は、府及び防災関係機関の防災活動における中枢的防災拠点として、災害対策本部室、意思決定支援機能や情報受発信機能等を備えた**危機管理**センターを整備し、司令塔機能の強化に努める。

市町村及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

3 現地司令塔機能の整備

府は、災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために、情報受発信機能や現地災害対策本部室などを備えた現地司令塔機能の強化に努める。

4 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設を適切に管理するとともに、運営に必要な人員や資機材等を

運送事業者等と連携して確保するなど、効率的な運営に努める。

〔機能〕

- (1) 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点
- (2) 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）
- (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点

5 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

府は、消防、警察、自衛隊等、広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

6 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、府内3空港に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を整備し、適切な管理・運営に努める。

7 地域防災拠点の整備

市町村は、当該市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、道路管理者と連携してその機能強化に努めるものとする。

第3 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、府、市町村及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第4 防災訓練の実施

府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

1 訓練の種類

(1) 総合的防災訓練

府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等、住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

(2) 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。

また、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する関西広域応援図上訓練を実施する。

2 留意事項

- (1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。
- (2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。
- (3) 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。
- (4) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。
- (5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (6) 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。
- (7) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

- (8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第5 広域防災体制の整備

府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。

さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び連携県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

1 広域防災体制の整備

(1) 府県間の応援体制の整備

ア 関西圏域内の相互応援体制の整備

府は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成団体及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化を進める。

イ 他ブロック間の応援体制の整備

府は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定書」、「関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会、関東九都県市、中国地方知事会、四国知事会との連携強化を進める。

また、関西広域連合とともに、隣接地域である中部との連携体制を整備する。

ウ 全国レベルの応援体制の整備

府は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会の調整による全国的な広域応援体制を整備し、カバー（支援）ブロックである中部圏知事会の構成県との連携強化を進めるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体や同じ地域特性を有する自治体等との間の協定締結を図る。

(2) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

府及び市町村は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

(3) 警察災害派遣隊の受入体制の整備

府警察は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「警察災害派遣隊」との連携や受入れ体制の整備を図る。

(4) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

2 基幹的広域防災拠点との連携

国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能 等

第6 人材の育成

府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、府は、国や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

さらに、府は、国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努める。

1 職員に対する防災教育

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施及び参加

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

ア 大阪府地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

エ 過去の主な被害事例

オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療等に関することを含む。）

カ 防災関係法令の適用

キ 図上訓練の実施

ク その他必要な事項

2 専門教育機能の強化

府及び大阪市は、消防職員等の知識・技能の向上を図るため、複雑化する災害の態様に対応できる高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

3 家屋被害認定を行う者の育成

府は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、市町村における家屋被害認定調査員向けの研修を充実する。

第7 防災に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。

また、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

2 府及び陸上自衛隊第3師団は、自衛隊の災害派遣に要すると想定される経費について、経費分担協定を締結する等により、それぞれが負担する経費並びに災害の状況及び派遣部隊の活動を踏まえ協議すべき経費等をあらかじめ明確にしておくものとする。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 自治体の業務継続計画（BCP）の策定・運用

府及び市町村は、次のとおり業務継続を図るとともに、自治体業務継続計画（BCP）を策定し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 市町村の体制整備

(1) 府

府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。

ア 大阪府災害時先遣隊

府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。

イ 災害時現地情報連絡員（リエゾン）

府は、被災市町村の状況把握、府と被災市町村との連絡調整及び市町村災害対策本部の運営支援等を行う災害時現地情報連絡員（リエゾン）の派遣体制を整備する。

ウ 専門要員の養成

府は、関西広域連合とともに、災害支援活動で必要な要員等の養成等に努める。

エ 専門要員の確保

府は、市町村における住家被害認定調査等の専門分野の職員数をあらかじめ把握しておくとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び被災市町村への円滑な派遣体制の構築に努める。

(2) 市町村

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

ア 被災者支援システムの導入

市町村は、被災者支援システムの導入に努める。

イ 市町村における業務継続の体制整備

市町村は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

ウ 相互応援体制の強化

市町村は、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

また、府は市町村の計画の作成を支援する。

(2) 計画に定める主な内容

ア 組織体制の整備

イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

ウ 人的応援に係る担当部局との調整

エ 災害ボランティアの受入れ

オ 人的支援等の提供の調整

カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ

キ 人的・物的資源の管理及び活用

(3) 応援職員の環境整備・装備の充実

府及び市町村は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

ア 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の

拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成

イ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの

適切な空間の確保

ウ テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の

確保

第10 事業者、ボランティアとの連携

府及び市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

府及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、無人航空機等も利用して情報収集するほか、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2 無線通信施設の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

(1) 府

ア 大阪府防災行政無線の整備充実

- イ 災害拠点病院への防災行政無線の整備充実
- ウ 下水道防災行政無線の整備充実
- (2) 府警察
 - 警察無線の整備充実
- (3) 市町村
 - ア 市町村防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実
 - イ 消防救急デジタル無線の整備充実
 - ウ MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
 - エ 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保
- (4) 指定行政機関
 - ア 国土交通省（近畿地方整備局）無線の整備充実
 - イ 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実
- (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関
 - ア 西日本電信電話株式会社 （関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）無線の整備充実
孤立防止用無線
 - イ 大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社無線の整備充実
 - ウ 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社無線の整備充実
 - エ 大阪広域水道企業団無線等の通信回線の充実
- (6) 防災相互通信用無線の整備
 - 防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

第2 情報収集伝達体制の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

1 情報収集伝達体制の整備

- (1) 国、公共機関、府及び市町村の間で情報の共有化が図られるよう、国は各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。また、国は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。
- (2) 府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。
- (3) 市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

- (4) 府、市町村をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- ア 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- イ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- ウ テレビ
- エ ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）
- オ Lアラート（災害情報共有システム）
- カ ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
- キ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
- ク 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- ケ ワンセグ、フルセグ
- など

第3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保

特に、府及び市町村は、障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、

設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 緊急放送体制の整備

府及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制の整備

府、市町村及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

5 停電時の住民への情報提供

府、市町村及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

6 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

府、市町村及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第4 気象観測体制の整備

府、大阪管区气象台、近畿地方整備局をはじめ防災関係機関は、相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、常に地震等の観測が正確に行われるよう、観測設備の整備・充実を図るとともに、観測者の技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備に努める。

防災関係機関は、気象に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努めるとともに、防災関係機関相互の情報交換・連携や情報の一元化に努める。

1 大阪管区气象台

地上気象観測（気圧、気温、風等）、レーダー気象観測（降水等）、海洋観測（潮位、潮時等）、地域気象観測（局地的異常気象の監視）等を行う。

2 近畿地方整備局

テレメータ、レーダー雨量計等による観測体制の整備を図り、風水害等の自然災害情報の収集・連絡、提供を行う。

3 府

防災テレメータ（雨量、河川水位等）、ため池防災テレメータ（ため池水位等）、土石流テレメータ（雨量等）により、風水害等の自然災害を防ぐための観測体制を整備する。

また、国が整備しているGPS沖合波浪計や水圧式波浪計のデータ等を活用した、津波情報等の収集体制の整備に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び原子力事業者等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

府及び市町村は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、府及び市町村は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等に当たる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 市町村

大規模火災等の災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両等の消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設等、総合的消防力の充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

エ 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、消防艇の活用、巡視船艇との連携を強化する。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の充実強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、体制整備や資機材の整備等に努める。

ア 体制整備

青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改

善に努める。

イ 消防施設、装備の強化

大規模災害等に備え、ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設である消防団詰所の充実強化に努める。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。

エ 地域との交流

地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

オ 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

カ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

3 市町村消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

4 緊急消防援助隊の充実強化

大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の資機材等の適切な整備を行う。

第2 府

- 1 府は、消火・救助・救急活動体制をさらに強化するため、消防力の高度化、消防組織の広域化について、必要な助言・指導に努める。
- 2 府は、公益財団法人大阪府消防協会と連携し、消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るよう教育訓練を実施するなど、消防団の活性化を図る。

3 府は、消防力の充実等に対する市町村の取組みを支援する。

第3 府警察

災害発生時の救助事象に迅速かつ的確に対応するため、救助工作車等の災害活動用特殊車両、救助用重機や生存者探索装置等の救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

第4 第五管区海上保安本部

海上における災害発生時の救助事象に迅速かつ的確に対応するため、平常時から、船艇、航空機や災害応急対策用資機材の整備を図るなど、海難救助体制の整備に努める。

第5 連携体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害等が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るためのコーディネーター）、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース及び災害薬事コーディネーターの充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（保健医療活動チーム）への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門

性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、府、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、多重化、多様化による非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 府、市町村及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方針・役割分担等を定める。
- (2) 府及び市町村は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 市町村は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

府、市町村及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2 医療救護班の編成基準

(1) 市町村

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等を定めておく。

(2) 府

市町村で対応できない場合に、必要な医療救護班を編成し派遣できるよう医療救護班の編成数、構成、派遣方法等を定めておく。

3 救護所の設置

市町村は、救護所の設置場所・基準、運営方法等を定めておく。また医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

(1) 市町村

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

(2) 府

医療救護班の受入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

イ 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等、特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 市町村災害医療センター

市町村の医療救護活動の拠点として、市町村地域防災計画で位置づける医療機関を市町村災害医療センターとして整備する。

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、市町村災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策等を盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

府及び市町村は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

ア 災害拠点病院

イ 特定診療災害医療センター

ウ 市町村災害医療センター

- (2) 卸業者による流通備蓄
- (3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

2 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

府及び市町村は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

府及び市町村は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

府、市町村及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市町村

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

府及び市町村は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

併せて、府は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。

第8 関係機関協力体制の確立

1 地域医療連携の推進

府及び市町村は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の

実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2 災害拠点病院等連絡協議会の設置

府は、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

また連絡協議会は、災害医療体制マニュアルや、災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案、実施に協力する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。また、府は、基幹災害拠点病院等と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成・技能向上や災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。

2 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

府、市町村及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第10 災害医療機関等の施設整備

府は、災害医療機関をはじめとした医療機関の耐震化、自家発電設備の整備、浸水対策等の施設整備や災害拠点病院の資機材等の整備・充実を促進する。

第5節 緊急輸送体制の整備

府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

府及び市町村は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎等、市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

(2) 地域緊急交通路（市町村選定）

広域緊急交通路と当該市町村が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市町村災害医療センター、災害医療協力病院及び指定避難所等を連絡する道路

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

また、河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と上流への航路確保に必要となる淀川大堰閘門の整備と併せ、一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

府、市町村、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 緊急通行車両確認標章等の交付

防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について緊急通行車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。また、府は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるよう、周知及び普及を図るものとする。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

- 1 府は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに他府県からの広域応援の受入れや市町村への応援を迅速に行うため、広域防災拠点、後方支援活動拠点、オフサイトセンター及び災害拠点病院等に災害時用臨時ヘリポートを整備する。
- 2 市町村は、応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。
- 3 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。
- 4 府及び市町村は、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

1 港湾・漁港の整備

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を推進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。
また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。
- (2) 国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。
また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

2 河川における船着場の整備

河川管理者は、災害時において、陸上輸送に代わり河川を利用した緊急物資及び人員の輸送等を円滑に行なうために、都市河川で整備を進めてきた、船着場の適切な維持管理等に努める。

第4 輸送基地の確保

府は、緊急物資を受け付けし、配送する陸上・海上・航空輸送基地を確保する。なお、災害時に輸送基地から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な輸送基地を選定するよう努める。

第5 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶等の把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

- (1) 府は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、一般社団法人大阪バス協会、近畿旅客船協会、佐川急便株式会社西日本支社及びヤマト運輸株式会社関西支社等の民間事業者との連携に努める。
- (2) 府、市町村その他の防災関係機関（指定行政機関等を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定等を締結し緊急通行車両確認申出を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。

第6 交通規制・管制の確保

1 府

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、あらかじめ緊急通行車両の確認申出があり、緊急通行車両と認めたときは、原則緊急通行車両確認標章等を交付する。

2 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、緊急通行車両確認標章等を交付する。

3 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

4 近畿地方整備局

被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

5 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

6 第五管区海上保安本部

港内及び港の周辺海域における海上交通の安全を確保するために必要な資機材、船舶、航空機、要員の確保に努める。

第6節 避難受入れ体制の整備

市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。

さらに、府及び市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制等の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

市町村は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所について、市町村は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1平方メートル以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2平方メートル以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険等、避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

- ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、府と市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1平方メートル以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市町村は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所等の指定、整備

市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。府は、市町村が指定避難所等を確保するための必要な支援に努める。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 指定避難所の指定

指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難

所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (3) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (4) 市町村は、指定避難所において、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。

なお、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市町村に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努めるものとする。

- (5) 保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、市町村の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市町村の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

- (6) 関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

3 指定避難所の管理運営体制の整備

市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第4 避難者の受入

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

第5 避難者の状況把握に向けた準備

市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努

めるものとする。

第6 在宅避難等

- 1 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第7 避難指示等の事前準備

市町村は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報に関するマニュアルの作成

- (1) 市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）に基づき、洪水、土砂災害、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 市町村は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- (4) 沿岸市町村は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対するマニュアルを作成する。
- (5) 府は、市町村がマニュアルを作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、府及び市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 市町村は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第8 避難誘導体制の整備

1 市町村

災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、その内容を防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、府及び市町村は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第9 広域避難体制の整備

府及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第1.0 危険度判定体制の整備

府及び市町村は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

府及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第1.1 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅の事前選定

府及び市町村は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等

として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第1.2 斜面判定制度の活用

府は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 斜面判定制度の普及啓発

府及び市町村は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第1.3 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第7節 緊急物資確保体制の整備

府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

なお、市町村は、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第1 給水体制の整備

1 給水体制の整備

府及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) ボトル水・缶詰水等の備蓄
- (3) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

ア 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

イ 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活用水の確保

府及び市町村は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 府、市町村

- (1) 重要物資の備蓄

府及び市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品 目	算 出 式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5％（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人工授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人工授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人工授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100％）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5％（0～2歳人口比率）×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48％（12～51歳人口比率）×52％（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48％（12～51歳人口比率）×52％（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺等の主食
- イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等）
- カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- ケ ブルーシート、土のう袋
- コ 仮設風呂・仮設シャワー
- サ 簡易ベッド、間仕切り等
- シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- ス 棺桶、遺体袋等

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

ア 府

- (ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査
- (エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保、備蓄倉庫等での管理・仕分け、物流施設の活用
- (オ) 広域防災拠点等から市町村物資拠点への物資輸送体制の整備

イ 市町村

- (ア) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (エ) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (オ) 市町村物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

2 関西広域連合

関西広域連合は、民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」に基づき、関西における災害時の実効性のある物資供給を推進していく。

また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品等、備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

3 その他の防災関係機関

- (1) 農林水産省
応急用食料品の調達・供給体制の整備及び調整並びに米穀の備蓄
- (2) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡
- (3) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集および伝達
- (4) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

また、府は、ライフラインに関わる事業者との日頃からの連携に努め、同事業者の防災体制の整備を促進する。

第1 水道・工業用水道（府、府内水道（用水供給）事業体）

災害時における被害の拡大防止、水道水・工業用水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制・応援受援体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。
- (2) 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道（府、市町村）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

- (5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確

保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- ア 災害予報及び警報の伝達
- イ 非常招集
- ウ 災害時における通信疎通確保
- エ 各種災害対策機器の操作
- オ 電気通信設備等の災害応急復旧
- カ 消防及び水防
- キ 避難及び救護

- (2) 国、府等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力すること、平常時から連携体制を構築する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 府及び府内水道（用水供給）事業体は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

- 2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社 （関西支店）及び株式会社N T T ドコモ（関西支社） は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。

第1 鉄軌道施設（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

国は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。道路管理者は、道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第3 港湾施設（府、大阪市）、漁港施設（府、高石市、泉南市）

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第4 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

空港管理者（運営権者を含む。）は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活

動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

1 府

(1) 個別避難計画の作成支援等

府は、市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別避難計画の策定等、避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

(3) 難病患者等への支援体制の構築

府は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市町村、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。

府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等にかかる支援を行う。

2 市町村

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ウ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

エ 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避

避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

オ 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得るとともに、地域特有の課題に留意しながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、計画作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

キ 市町村地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ク 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ケ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

コ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

サ 気象庁は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

(2) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

(3) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に

努める。

(5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(6) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

府は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障がい者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市町村や府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 外国人に対する支援体制整備

1 関係機関との連携

府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 情報発信等による支援

(1) 府内在住の外国人に対する支援

ア 府及び市町村は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 府及び市町村は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

ア 府及び市町村は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。

イ 府及び市町村は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 府及び市町村は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

3 避難所における支援

府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、市町村は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

府及び市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。

また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、市町村や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動の周知。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

府は、関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4 代替輸送確保の仕組み（バス、船舶等）

鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。

〔災害予防対策〕

第 2 章

地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

府、市町村をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間分でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策

カ 消火器、感震ブレーカーの設置

- キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認

- ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

- ケ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加

- コ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性

- サ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動

- シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法

- イ 情報の入手方法

- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味

- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

- オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動

- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

- キ 避難行動要支援者への支援

- ク 初期消火、救出救護活動

- ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法

- コ 避難生活に関する知識

- サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

- セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

- ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

タ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、平成28年熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 防災教育啓発施設の整備、活用

住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設（津波・高潮ステーション等）を整備し、活用する。

第2 防災教育

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、府及び市町村は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携

カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

府及び市町村は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2 消防団等が参画した防災教育

市町村は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、府民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

第3 災害教訓の伝承

府及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

第2節 自主防災体制の整備

府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市町村は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村防災会議は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。

なお、市町村防災会議は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 自主防災組織の育成

市町村は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

府は、市町村が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）
- イ 災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断等）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報等の住民への周知等）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所の自主的運営

2 育成方法

市町村は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

府は、市町村が推進する自主防災組織育成の取組みについて、必要な支援を行う。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブ等、防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業者による自主防災体制の整備

府及び市町村は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、府及び市町村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報等の周知等）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放等）

2 啓発の方法

府及び市町村は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市町村、府警察及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府及び市町村は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

加えて、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、府は、府域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努め、市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

1 受入窓口の整備

各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

2 事前登録

府及び市町村は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 受入れ及び活動拠点の整備

市町村は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるよう、男女双方の視点を考慮しつつあらかじめ計画するとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結するなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

5 情報共有会議の整備・強化

府及び市町村は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、府及び市町村は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化・耐浪化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

3 府及び市町村

府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市町村は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

〔災害予防対策〕

第 3 章

災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

また、府及び市町村は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

府は、「大阪府都市整備中期計画（案）」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保等、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。

また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

府、市町村及び近畿地方整備局は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場（水みらいセンター）等の都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、府及び市町村は、農地等の貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅等の公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整

備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

2 道路・緑道の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

府、市町村及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置

2 河川における防災機能の強化

(1) 河川防災ステーション・船着場・淀川大堰閘門の整備促進

- (2) 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進

3 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

4 臨海部における防災機能の強化

- (1) 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備推進
- (2) 緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点（防災拠点緑地等）の整備
推進

5 ため池等農業水利施設の防災機能の強化

- (1) ため池耐震対策の推進
- (2) 災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用
整備の推進

第3 密集市街地の整備促進

府及び区域の所在市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化の促進や公共施設の整備等を図る。

さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内6市33評価範囲1,014ha※令和3年3月国公表）について、平成26年3月に策定した「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」等を踏まえ、大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取り組みを展開する。

1 まちの防災性の向上

- (1) 建物の不燃化の促進
 - ・老朽建築物の除却及び建替えの促進
 - ・防火規制の強化
- (2) 燃え広がらないまちの形成
 - ・延焼遮断帯の整備推進
 - ・延焼危険性を効果的に低減する地区内道路等の重点整備及び老朽建築物の重点除却
- (3) 避難しやすいまちの形成
 - ・避難路等の整備推進
 - ・公園、防災空地等の整備推進

2 地域防災力のさらなる向上

- ・まちの危険性の一層の「見える化」
- ・地域特性に応じた防災活動への支援強化
- ・多様な主体と連携した防災啓発の推進

3 魅力あるまちづくり

- ・ まちの将来像の検討・提示
- ・ 道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進
- ・ 民間主体による建替え等が進む環境の整備
- ・ 地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用による「みどり」の創出

第4 建築物の安全性に関する指導等

府及び市町村は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

府、市町村及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第5 空き家等の対策

市町村は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市町村とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

第6 所有者不明土地の活用

国、府及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第7 文化財

府及び市町村は、府民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 府民に対する文化財防災意識の普及と啓発

2 所有者等に対する防災意識の徹底

3 予防体制の確立

- (1) 初期消火と自衛組織の確立
- (2) 防災関係機関との連携
- (3) 地域住民との連携

4 消防用設備の整備、保存施設等の充実

- (1) 消防用設備等の設置促進
- (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第8 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

府及び市町村は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 水道・工業用水道（府内水道（用水供給）事業者）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、また、工業用水道については「工業用水道施設設計指針」（一般社団法人日本工業用水道協会）に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道（府、市町村）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。
- (3) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。
 - ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

オ 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、府及び市町村の庁舎等・その他の重要拠点の

通信確保に配慮するものとする。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市町村）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 し尿処理（府、市町村）

災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、し尿処理施設設備の強化と保全に努める。

(1) 市町村は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

(2) 市町村は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

(3) 市町村は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

(4) 市町村は、災害時における水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(5) 市町村は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

(6) 府及び市町村は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

(7) 府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

8 ごみ処理（府、市町村）

災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努める。

(1) 市町村は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮

した施設整備に努める。

- (2) 市町村は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市町村は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市町村は、あらかじめ仮置場等の候補地を検討しておく。また、仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市町村は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

9 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）

復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。

- (1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (3) 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。
また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (4) 府又は市町村は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (5) 府又は市町村は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (6) 府又は市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第9 放送施設災害予防対策

放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

(1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

(2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送）

イ 株式会社MBSラジオ（AMラジオ放送）

ウ 朝日放送テレビ株式会社

エ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）

オ 関西テレビ放送株式会社

カ 読売テレビ放送株式会社

キ テレビ大阪株式会社

ク 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）

ケ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）

コ 株式会社FM802（FMラジオ放送）

第2節 地震災害予防対策の推進

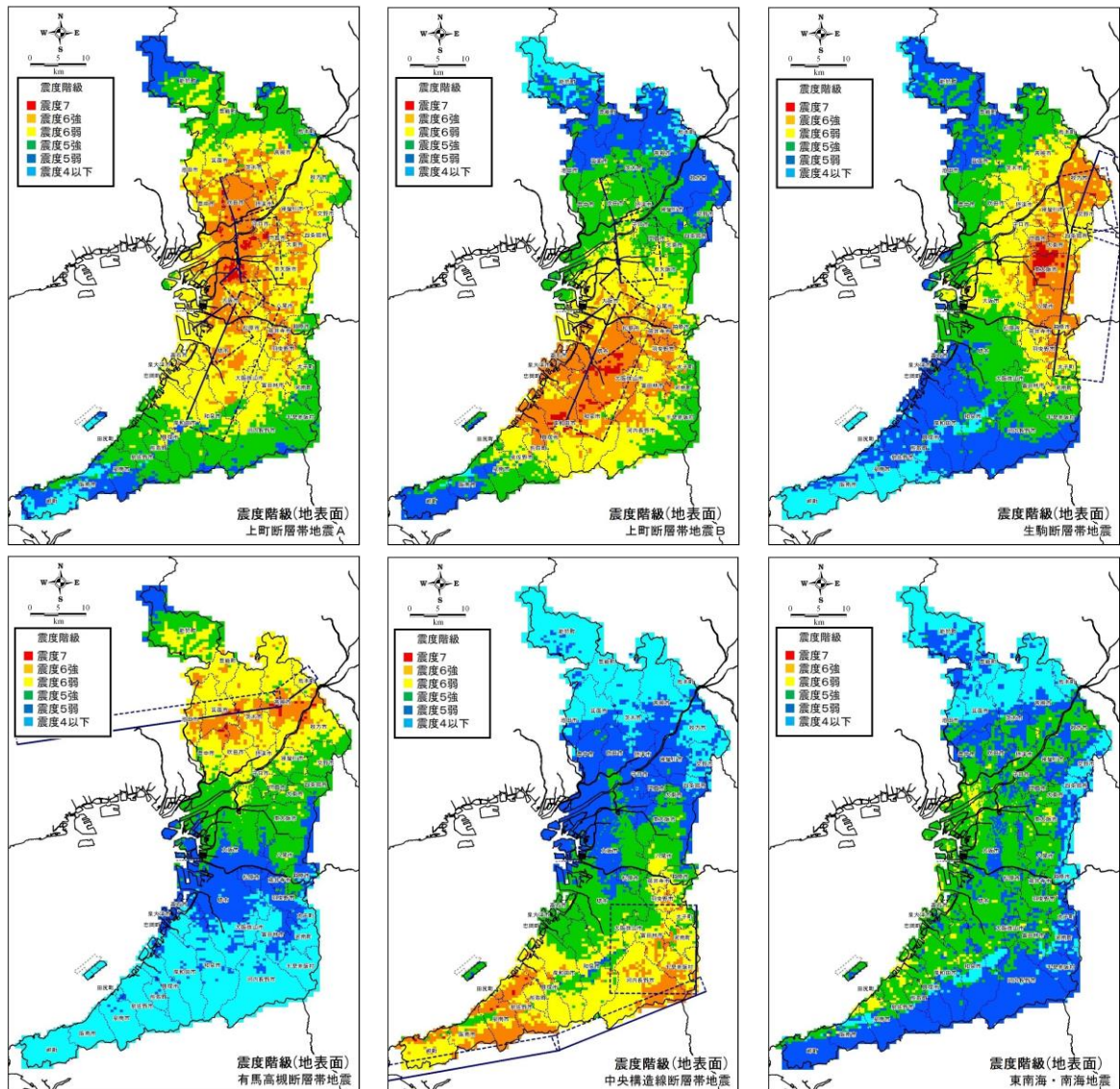
第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、府が行った大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査（「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」参照）をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～令和6年度）で9割減させることなどを定め、それらを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）に基づき、府の地震防災対策を推進する。なお、能登半島地震の被災地支援での課題を踏まえ対策を推進するため、取組期間を2年間延長し、地震防災対策の更なる推進を図る。

第2 大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）

1 府内の地震動予測



2 府内の被害想定

想定地震	上町断層帯（A）	上町断層帯（B）	生駒断層帯
地震の規模	マグニチュード（M） 7.5～7.8	マグニチュード（M） 7.5～7.8	マグニチュード（M） 7.3～7.7
	震度階級4～7	震度階級4～7	震度階級4～7
建物全半壊棟数	全壊 363千棟 半壊 329千棟	全壊 219千棟 半壊 213千棟	全壊 275千棟 半壊 244千棟
出火件数 （炎上出火1日夕刻）	538	254	349
死傷者数	死者 13千人 負傷者 149千人	死者 6千人 負傷者 91千人	死者 10千人 負傷者 101千人
罹災者数	2,663千人	1,515千人	1,900千人
避難所生活者数	814千人	454千人	569千人
ライフ ライン	停電	200万軒	89万軒
	ガス供給停止	293万戸	142万戸
	電話不通	91万加入者	45万加入者
	水道断水	545万人	490万人
経 済 被害	直接被害	11.4兆円	8.3兆円
	間接被害	8.2兆円	4.1兆円
	合 計	19.6兆円	12.4兆円

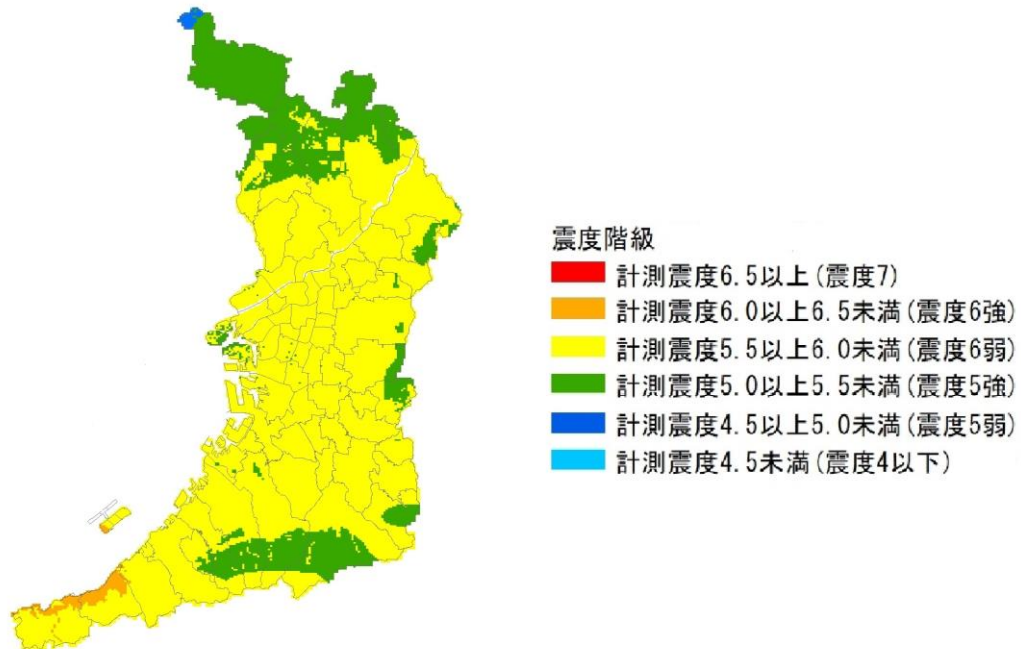
想定地震	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模	マグニチュード（M） 7.3～7.7	マグニチュード（M） 7.7～8.1	マグニチュード（M） 7.9～8.6
	震度階級3～7	震度階級3～7	震度階級4～6弱
建物全半壊棟数	全壊 86千棟 半壊 93千棟	全壊 28千棟 半壊 42千棟	全壊 22千棟 半壊 48千棟
出火件数 （炎上出火1日夕刻）	107	20	9
死傷者数	死者 3千人 負傷者 46千人	死者 0.3千人 負傷者 16千人	死者 0.1千人 負傷者 22千人
罹災者数	743千人	230千人	243千人
避難所生活者数	217千人	67千人	75千人
ライフ ライン	停電	41万軒	8万軒
	ガス供給停止	64万戸	—
	電話不通	17万加入者	—
	水道断水	230万人	78万人
経 済 被害	直接被害	2.8兆円	1.4兆円
	間接被害	1.7兆円	0.1兆円
	合 計	4.5兆円	1.5兆円

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）

1 府内の地震動予測



2 府内の被害想定

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード（M） 9.0～9.1	
	震度階級5弱～6強	
建物全半壊棟数	全壊 179千棟 半壊 459千棟	
出火件数 （炎上出火冬18時）	61	
死傷者数（冬18時）	死者 134千人（津波の早期避難率が低い場合） 9千人（津波の避難が迅速な場合） 負傷者 89千人（津波の早期避難率が低い場合） 26千人（津波の避難が迅速な場合）	
避難者数	192万人（内、避難所生活者数 118万人）	
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合 計	28.8兆円

第4 地震・津波観測体制の整備

防災関係機関は、地震・津波に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努める。

国及び府は、沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、防災関係機関で共有するとともにその内容を公表する。

1 大阪管区気象台

常時地震観測施設により、地震及び地動の観測を行うとともに、計測震度計により、震度の観測を行う。また、津波観測施設により、津波の観測を行う。

緊急地震速報は、発表から強い揺れの到達まで極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、府民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、知識の普及啓発を進める。

2 府

府内各地に計測震度計を設置した、大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確かつ詳細な震度情報を迅速に収集・伝達する。

第5 住宅・建築物の耐震対策等の促進

府、市町村をはじめ建築関係団体等は、連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

市町村は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、市町村耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 公共建築物

- (1) 府は、府有建築物について、「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、耐震化に積極的に取り組む。
- (2) 市町村等は、市町村有建築物について、各々が定める計画に基づき、耐震化の計画的な実施に努める。
- (3) 府及び市町村は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策を講じるものとする。

2 民間建築物

- (1) 府及び市町村は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。

府は、市町村と連携し、きめ細かな地域密着型の啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開し、民間建築物の耐震化を促進する。
- (2) 所管行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (3) 府及び市町村は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

第6 土木構造物の耐震対策等の推進

府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、府の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路橋・高架道路・モノレール等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

4 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5 土砂災害防止施設

砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

6 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

府は、市町村、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

(2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

7 港湾、漁港施設

海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。

8 海岸保全施設

海岸堤防及び海岸構造物の耐震対策を実施する。

9 空港、航空保安施設

空港、航空保安施設の耐震対策を実施する。

第7 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

1 第六次地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 対象地区
府全域
- (2) 計画の初年度
令和3年度
- (3) 計画対象事業
 - ア 避難地
 - イ 避難路
 - ウ 消防用施設
 - エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設
 - カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - キ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ク 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ケ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - コ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - サ キ～コまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
 - シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
 - ス 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - セ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - ソ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - タ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - チ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - ツ 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
 - ト ア～テに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第3節 津波災害予防対策の推進

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

1 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設・河川管理施設等の整備を進める。

2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設・河川管理施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、大阪府が機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、レベル1+ α のハード対策に取り組む。

第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）

1 推進計画の作成等

(1) 府

府は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表するとともに、関係市町の推進計画の作成を支援する。

なお、南海トラフ巨大地震の津波浸水域は〔別図1〕のとおりである。

(2) 沿岸市町

沿岸市町は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津

波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

(3) 防災関係機関

府、沿岸市町の水防管理団体をはじめとした水防関係機関は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

(4) 道路管理者

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

(5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震等、津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、人員配置その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

府は、津波の被害想定結果を踏まえ、沿岸市町と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

第3 防潮堤等の整備等

府は、大阪市と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにした上で、早急に取り組む。また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化等、信頼性確保に努めるものとする。また、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。

なお、防潮堤からの越水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

第4 津波・高潮ステーション

ゼロメートル地帯が広がる西大阪地域の防災施設を迅速かつ的確に操作・管理を行うために、高潮時や地震による津波時における防潮施設の集中管理及び操作拠点として整備した、津波・高潮に関する防災拠点である津波・高潮ステーションの効果的な運用を行う。

第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策

府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人

ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

また、府及び市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

1 津波に対する知識の普及・啓発

(1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すこと等、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波の発生の可能性等、津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は府内全市町村で行われる必要がある。

(3) 住民等への普及・啓発

- ア 府は、津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した住民への啓発を行う。
- イ 沿岸市町は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- ウ 沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討するとともに、府は作成に際しては技術的支援を行う。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。

エ 府及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組を行う。

オ 府民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

(4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

府及び沿岸市町は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

(5) 津波・高潮ステーションの運用

津波・高潮に関する防災拠点である「津波・高潮ステーション」を津波・高潮に関する知識の普及啓発のための情報発信拠点としても活用し、府民の防災意識の向上をめざす。

その運営にあたっては、南海トラフ巨大地震により発生する地震津波に対し、国、府の検討で得られた最新の情報に更新して来館者に提供するなど、地震・津波に関する新たな情報の収集と発信に努める。

2 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等及び同策定指針の策定

沿岸市町は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。府は、津波避難計画等の指針となる津波避難計画策定指針等を策定する。

(2) 学校、病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

3 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

府、沿岸市町をはじめ防災関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

〔内容〕

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 住民参加による実働型の避難訓練

4 避難関連施設の整備

府及び沿岸市町は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめる。

(1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、沿岸市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、防災拠点化を図る。

国は、津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1平方メートルの確保に努める。

沿岸市町は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置等を考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

(3) 避難路等の整備

府及び沿岸市町は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

5 地下空間対策

民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が

明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における沿岸市町及び地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、府、沿岸市町、事業者、関係機関が連携して検討を行う。

- (1) 府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、ア～エの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 津波に関する情報の伝達方法

イ 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 地下街等の施設の名称及び所在地

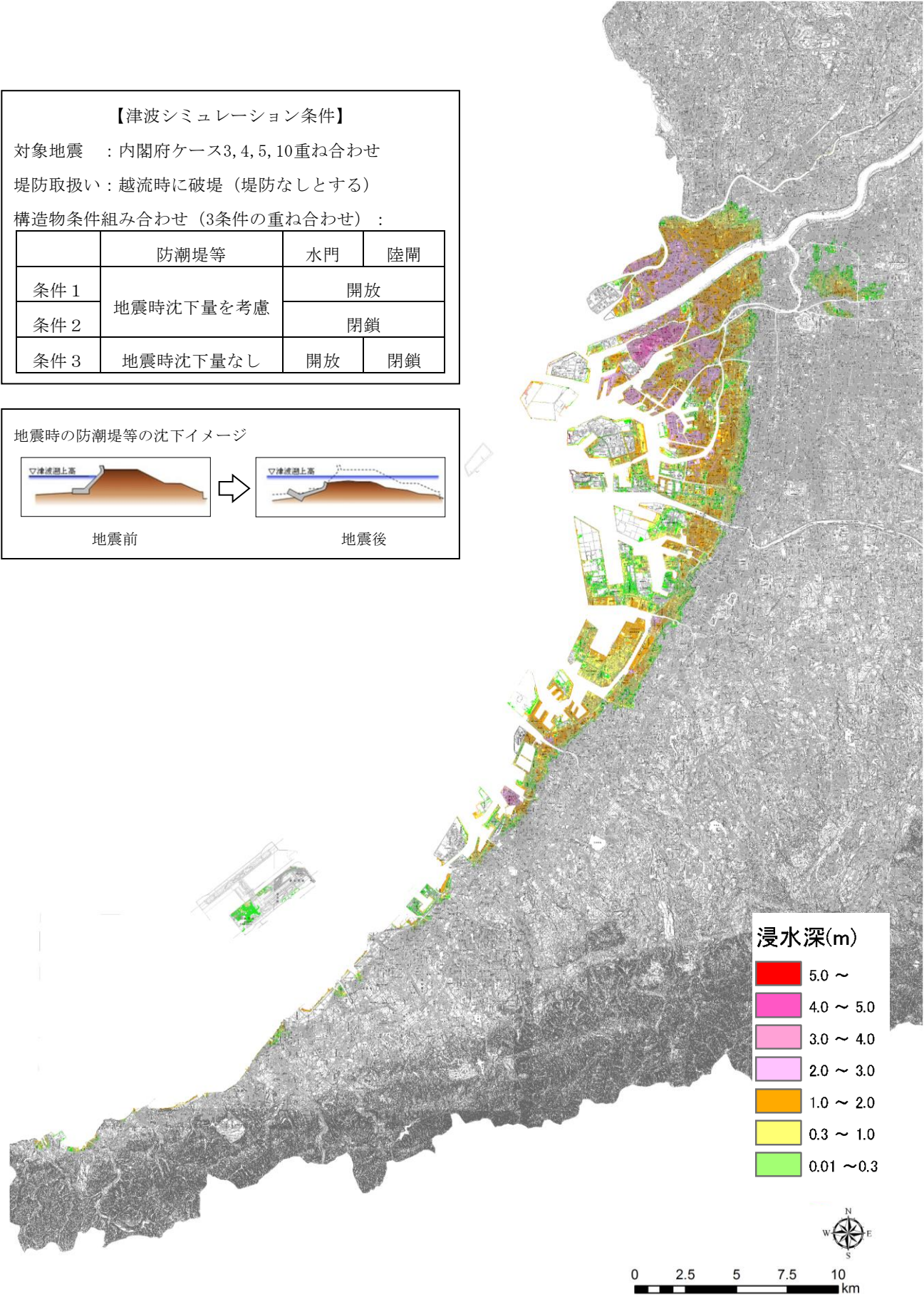
エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法

- (2) 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

6 津波に強いまちづくり

府及び沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

[別図1] 南海トラフ巨大地震の津波浸水域



第4節 水害予防対策の推進

府、市町村をはじめ関係機関は、河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

第1 洪水対策

1 国土交通大臣管理河川の改修（近畿地方整備局）

- (1) 200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修やダム建設を実施する。
- (2) 河道改修やダム建設に加え、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制等、流域治水対策を進める。
- (3) 「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

2 大阪府知事管理河川の改修（府）

- (1) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度でめざすべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- (4) 寝屋川流域については、河道改修や治水緑地、地下河川及び流域調節池の整備や雨水の流出抑制等、総合治水対策を進める。
- (5) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

3 準用河川等

市町村は、準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。

第2 雨水出水対策

府及び市町村は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

国、府及び市町村は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

第3 高潮対策

伊勢湾台風級の大型台風が室戸台風のコースを通過して来襲した高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。

1 河川地域

府及び近畿地方整備局は、それぞれ管理する河川の必要な箇所において、防潮堤、橋梁嵩上げ等の整備を進める。

2 海岸地域

(1) 府は、泉州海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。

大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。

港湾管理者は、港湾について、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強及び関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

(2) 港湾管理者及び国土交通省は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路等において、船舶の走錨等による臨港道路等の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

(3) 港湾管理者は、港湾における高潮・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

3 津波・高潮ステーションの運用

津波・高潮に関する防災拠点である「津波・高潮ステーション」を、津波・高潮に関する知識の普及啓発のための情報発信拠点としても活用し、府民の防災意識の向上をめざす。

第4 水害減災対策

洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、市町村長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 近畿地方整備局は、上記イで指定した洪水予報河川について、府の求めに応じ、上記アで指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府府及び大阪管区气象台に提供するものとする。

エ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

オ 府及び近畿地方整備局は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 水位到達情報の発表

ア 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

イ 府又は市町村は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 水防警報の発表

ア 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

イ 府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。

ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

エ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

府及び市町村は、管理河川、下水道、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、下水道、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

ア 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

イ 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

ウ 府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

エ 府及び市町村は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

オ 府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(6) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に

- 関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (ウ) 浸水想定区域内の地下街等で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地
- (エ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
- イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。
- (ア) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市町村長に報告する。
- (イ) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。
- (ウ) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。
- ウ 府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法に規定される計画として、「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。

この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）、流域住民等が一体となって浸水被害の解消をめざす。とりわけ、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施する。

市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。また、下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施時における洪水等情報の伝達方法と住民への周知方法を定める。

ア 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

イ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

3 洪水・高潮リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

ア 府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

イ 市町村長は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

府及び市町村は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市町村は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

府及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 地下街等の防災訓練

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

5 水防と河川管理等の連携

- (1) 府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。
- (2) 府及び市町村は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。また、国及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

6 水防団の強化

府及び市町村は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

7 ため池の治水活用

府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、市町村やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

8 避難場所としての道路の活用

国は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、市町村、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

1 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

- (1) ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。
- (2) 府は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、国、市町村等との速やかな情報共有に努める。

3 農業用水路、排水施設の防災対策

- (1) 農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

第6 地盤沈下対策

府及び大阪市は、地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下などの地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう、法律や条例により地下水の採取規制を行う。

第5節 土砂災害予防対策の推進

府、市町村及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・第9条）し、その範囲を示した図面を公表する。

2 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

4 建築物の移転等の勧告

土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

5 警戒避難体制等

市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

6 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市町村は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

7 斜面判定制度の活用

府及び市町村は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。

8 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、第29条、第31条）

第2 土石流対策（砂防）

- 1 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- 2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
- 3 特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- 4 府及び市町村は、「土石流危険溪流及び土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。

第3 地すべり対策

- 1 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣は、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- 2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
- 3 府及び市町村は、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。

第4 急傾斜地崩壊対策

- 1 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- 2 府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。
- 3 府及び市町村は、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

第6 山地災害対策

- 1 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- 2 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。
- 3 府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
- 4 さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- 5 府及び市町村は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

- 6 府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。
また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

第7 宅地造成及び盛土等対策

- 1 府、指定都市及び中核市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定し、その他の土地の区域を、「特定盛土等規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第26条）に指定する。
- 2 府、指定都市、中核市及び権限移譲市町村は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、開発事業者等に対して、宅地造成等に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- 3 府及び市町村は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- 4 府、指定都市及び中核市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。
市町村は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行う。国は、官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。
- 5 国は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、府・市町村が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去及び擁壁設置等の対策を支援するものとする。
- 6 府及び市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、府は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第8 道路防災対策

府道路管理者は府内の管理道路の内、土砂災害のおそれのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

1 市町村

市町村（消防本部）は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

2 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス災害予防対策

府及び市町村（高圧ガス法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の権限を移譲されていない市を除く。）は、これらの法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

府及び市町村（火薬類取締法の権限を移譲されていない市を除く。）は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- (2) 危害防止規程の策定を指導する。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。
- (2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。
- (3) 営業者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

3 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

4 啓発

毒物劇物に関する知識の普及等、関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

1 第五管区海上保安本部

府及び市町村等関係機関と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
- イ 危険物等の荷役、運搬の規制
- ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

- (ア) 火薬類の大量荷役
- (イ) 核分裂性物質等の荷役
- (ウ) タンカーによる引火性危険物の大量荷役
- (エ) その他特に必要があると認められる場合

- エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
- オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告
- カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

(2) 指導

- ア 荷役船舶点検指導

- イ 危険物等専用岸壁点検指導
- ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施
- エ タンカーの船長及び乗組員に対する指導
 - (ア) 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
 - (イ) 走錨の防止及び係留索の保守
 - (ウ) 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
 - (エ) 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締の徹底
 - (オ) 船内における防災用資機材の整備充実
 - (カ) 航法、操船の指導
- オ 貯油施設等を有する企業に対する指導
 - (ア) 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充
 - (イ) タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
 - (ウ) 従業員の教育及び訓練の実施
 - (エ) 関係企業間における共同防災体制の整備
- (3) 予防活動
 - ア 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会構成員の出動の調整
 - イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第6 管理化学物質災害予防対策

府及び市町村（大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）の化学物質管理制度の権限を移譲されていない市町村を除く。）は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を

指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第7 石油コンビナート等災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

第7節 火災予防対策の推進

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

市町村は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市町村は、学校、病院、工場等、多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理 等

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市町村は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

市町村は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

(6) 住民、事業所に対する指導、啓発

府及び市町村は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(7) 定期報告制度の活用

所管行政庁は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物、地下街

府、市町村をはじめ関係機関は、高層建築物、地下街については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

ア 高層建築物

高さが31mを超える建築物

イ 地下街

地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの、及びこれに類するもの

(2) 防災計画書の作成指導

所管行政庁は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物、地下街において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物、地下街において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(6) 地下街の防火・安全対策

地下街の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。

また、府、市町村をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第2 林野火災予防

府、市町村及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化

(1) 府

森林保全員を配置し、府域における林野の巡視を行うなど林野火災の防止に努める。

ア 入山者に対する火災予防のための適切な指導

イ 防火標識の維持管理

ウ 火入りの許可の有無及び許可の条件を確認、違反事項の中止の指示

エ 春期、秋期の火災発生危険期における重点的な巡視の実施

(2) 市町村

ア 住民、事業所に対する啓発

イ 火災発生危険期における巡視の実施

ウ 森林法に基づく火入れの許可

(3) 近畿中国森林管理局

国有林における火災を防止するための監視を強化するとともに、防火線、管理自動車道の整備を行う。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

府は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、関係市町村に対し林野火災特別地域対策事業を実施するよう指導する。

3 林野火災対策用資機材の整備

府及び市町村は、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

〔消火作業機器等の整備〕

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェンソー等作業用機器

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

〔災害応急対策〕

第1章

活動体制の確立

第1節 組織動員

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防_御、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて組織を設置し、災害応急活動を実施する。

1 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動

(1) 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動開始

ア 大阪府防災・危機管理警戒班

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

イ 大阪府防災・危機管理指令準備部

災害等のおそれがある事象が継続する時は、大阪府防災・危機管理警戒班を増強し、情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

(2) 開始基準

ア 府域に大雨または洪水警報が発表された場合（自動開始）

イ 次の情報を受信した場合で、危機管理室長が活動を必要と認めたとき

(ア) 台風情報により24時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められるとき

(イ) 府域に気象、高潮及び波浪警報が発表されたとき

(ウ) 山林火災において、拡大や住宅への延焼が懸念されるとき

(エ) その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想されるとき

(3) 解除基準

ア 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなると認められる場合

イ 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき

ウ 災害警戒本部が設置されたとき

(4) 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。

2 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、災害が発生した場合又は、府域において震度4を観測した場合には直ちに、その他の場合には必要に応じて大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。

(2) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 大阪府災害警戒本部、大阪府災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- オ 大阪府災害警戒本部若しくは大阪府災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

(3) 開始基準

- ア 府域において、震度4を観測したとき（自動開始）
- イ 府域において、津波注意報が発表されたとき（自動開始）
- ウ 府域が台風の暴風域に入ることが予想されるとき
- エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- オ その他指令部長が活動を必要と認めたとき

(4) 解除基準

- ア 災害発生のおそれが消滅したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき

(5) 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部会議の開催とあわせて、地域情報班は活動を開始する。

3 大阪府災害警戒本部の活動

指令部長は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- イ 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ウ 府域において、震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動設置）
- エ 津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき（自動設置）
- オ 津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- カ 東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき
- キ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ク その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが消滅したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき
- エ 東海地震にかかる警戒解除宣言の発令を認知したとき

オ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

災害警戒本部は、次の事項について方針を策定し、実施する。

ア 情報の収集・伝達に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 災害対策本部の設置に関すること

エ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

(4) 地域警戒班の設置

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の設置とあわせて、地域警戒班を置く。

4 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の活動

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、同本部地域連絡部を府民センタービル内に設置する。

(1) 設置基準

ア 府域において、震度6弱以上を観測したとき（自動設置）

イ 府域において、大津波警報が発表されたとき（自動設置）

ウ 指令部が災害等の情報により大規模な災害等が発生したと判断したとき

エ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき

オ 府域において、特別警報が発表されたとき

カ 指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき

キ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

ア 災害応急対策がおおむね完了したとき

イ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

ア 情報の収集・伝達に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

エ 市町村への応援に関すること

オ 現地災害対策本部の設置に関すること

カ 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること

キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。

(5) 地域連絡部の所掌事務

ア 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること

イ その他必要な事項

5 大阪府現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として災害地近接の府民センタービル又は被災市町村庁舎等に大阪府現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるとき
- イ その他災害対策本部長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること
- イ 市町村への支援に関すること
- ウ 府の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること
- エ 現地における関係機関との連絡に関すること
- オ その他必要な事項

6 大阪府水防本部の設置（「大阪府水防計画」参照）

知事は、設置基準に該当する場合には、府域における水防を統括するため、水防本部を設置し、大阪府防災・危機管理指令部と連携して活動する。

なお、大阪府災害警戒本部が設置された場合は、同本部と連携し、大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

(1) 設置基準

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき

(2) 廃止基準

水防本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 水防情報の収集と伝達に関すること
- イ 本部役員の招集、水防配備の指令に関すること
- ウ 被災状況、水こう門・鉄扉等の操作状況の把握に関すること
- エ 水防管理団体への現地指導及び水防資器材提供に関すること
- オ 災害対策本部、府警察、自衛隊との連絡調整に関すること
- カ 報道及び広報に関すること

7 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(1) 組織及び運営

ア 組織構成

大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保

安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社
(関西支店)

イ 運営

会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(2) 業務

- ア 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換
- イ 相互協力及び応援要請の調整
- ウ その他相互協力に関し必要な事項

第2 府の動員体制

1 動員体制

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、次の配備区分による動員体制をとる。

(1) 配備体制

災害応急活動の段階に応じて、次の配備体制をとる

配備区分	配備体制
非常1号配備	災害対応（主に情報収集・連絡）を行うために必要な体制
非常2号配備	災害対応（災害応急対策）を行うために必要な体制
非常3号配備	緊急的に災害対応を行う体制（休日・夜間の全員参集）

(2) 配備基準

ア 地震が発生した場合は、次の配備体制をとる。

府域における震度	配備区分
震度4	非常1号配備
震度5弱又は5強	非常2号配備
震度6弱以上	非常3号配備

※地震の場合は自動配備とする。

イ 風水害等その他の災害・事故が発生した場合は、災害応急対策業務を踏まえ、必要な配備体制をとる。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合は、災害応急対策業務を踏まえ、必要な配備体制をとる。

2 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画参照）

(1) 警戒配備

気象情報と水位情報に注意する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには時間的余裕があり、主として情報連絡を行うときの配備

(2) 非常配備

ア 第1配備

今後の気象情報と水位情報に土分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予

想されるときとの配備

イ 第2配備

水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、第1配備では体制不十分と判断されるときとの配備

ウ 第3配備

事態が切迫し大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって、第2配備では体制不十分と判断されるときとの配備

3 職員の自動参集

- (1) 職員は、府域において震度4以上を観測した場合には、1の基準に基づき、自動参集する。ただし、非常3号配備を除き、通信環境の向上や機器の充足に伴い、配備区分に伴う対応が可能（例：自宅において連絡や指示又は応急対策が行えるなど）な場合は、勤務場所又は所定の場所への参集を求めるものではない。
- (2) 緊急防災推進員は、勤務時間外に府域において震度5弱以上を観測した場合には、指定された場所に参集する。但し、市町村本庁舎に参集する緊急防災推進員については、勤務時間外に当該市町村において、震度5弱以上を観測した場合に指定された場所に参集する。
- (3) 気象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、水防本部の指令を待つことなく自主参集する。

第3 市町村の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、職員を動員配備する。

各水防管理団体（市町村、水防事務組合）は、洪水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき、大阪府水防本部に準じ、職員の動員配備を行う。

第4 関西広域連合の組織動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、必要な体制・配備を行う。

また、被害が甚大で関西広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、関西広域連合災害対策本部（兵庫県）、現地支援本部（府庁等）を設置する。

[参考：情報収集体制の基準]

- ア 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合
- イ 圏域内で大津波警報が発表された場合
- ウ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合
- エ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合

第5 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第2節 自衛隊の災害派遣

知事は、災害又は事故の規模や被害情報等に関して、市町村及び自衛隊と緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産の保護のため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

第1 知事等の派遣要請

- 1 知事は、市町村長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は市町村の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第3師団長に対し、災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 **第五**管区海上保安本部長及び空港事務所長は、必要があると認めた場合は、陸上自衛隊第3師団長に対し、災害派遣を要請できる。
- 3 市町村長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 4 市町村長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第2 自衛隊の自発的出動基準

1 要請を待ついとまのない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 防衛省施設の近傍等における派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

第3 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び災害派遣を要求した市町村をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入体制

- (1) 連絡所の設置
府は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (2) 現地連絡担当者の指名
府は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。
- (3) 資機材等の整備
自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- (4) その他
府及び市町村は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 撤収要請

知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第3節 広域応援等の要請・受援体制の確立 ・受入れの実施・支援

府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

府が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。府の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第1 広域応援の要請

1 府

知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、消防、警察、自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

(1) 関西広域連合への応援要請

関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。

ア 要請の方法

知事は、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

イ 応援の内容

知事は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資等の救援物資の提供

(イ) 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

(ウ) 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航

(エ) 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援

(オ) ボランティア活動の促進

(カ) 帰宅困難者への支援

(キ) 災害廃棄物（がれき等）処理の推進

(ク) その他特に必要な事項

(2) 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

ア 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに自らが所属するブロック幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

イ 広域応援の内容

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん

ウ 個別協定による応援

個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。

(3) 内閣総理大臣に対する応援の要求

知事は、市町村に対する指示（「3 市町村」に記載）や他の都道府県知事等に対する要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に、知事又は災害が発生した府内市町村長の応援を求める。

(4) 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等

知事は、災害応急対策を実施するため必要な場合、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。

指定行政機関の長等は、災害の発生により府及び市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき応急公用負担等の応急措置の一部を当該市町村に代わって実施する。

なお、知事が災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

ア 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。（災害対策基本法第29条第1項））、他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

(ア) 派遣を要請する理由

- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

イ 派遣のあっせん要請

知事は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関(災害対策基本法第30条第1項)他都道府県又は市町村の職員の派遣のあっせんに要請するときは、以下の事項を記載した文書で行う。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

(5) 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等

知事は、市町村長から要請があった場合又は災害の範囲が著しく拡大し、府内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

知事は、市町村長からの要請を受けたときには、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動できるよう、府内における緊急消防援助隊の部隊移動を指示する。また、消防応援活動調整本部を設置し、府内の部隊移動の総合調整や被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

2 府公安委員会

府公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県公安委員会に対して、警察官等の援助の要求を行う。

3 市町村

(1) 応援の要求等

市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、消防・警察・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- ア 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- イ 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- ウ 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- エ 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮

の下に行動する。

(2) 知事の指示等

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

(3) 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村長に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村長に代わって行う。

第2 広域応援の受援体制の確立

府及び市町村は、要請に応じて派遣される応援職員を受け入れるために、環境整備・装備の充実や、体制整備、情報提供など受援体制の確立に努めるものとする。特に、災害対応に関する方針については、相互に、定期的なテレビ会議の活用などにより情報共有を行うなどして連携強化に努めるとともに、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有するものとする。

1 受援時の環境整備・装備の充実

府及び市町村は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員を受け入れるにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

- (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保
- (2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
- (3) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

2 受援時の体制整備

府及び市町村は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるにあたり、事前に定めた応援・受援計画に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。

3 受援時の情報提供

府及び市町村は、総合防災情報システム（SOBO-WE B）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。

第3 広域応援受入れの実施

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、府立消防学校、その他適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、府警察等と連携し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、

全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。なお、府及び市町村は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。

第6 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第5節 災害発生都道府県の応援

知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。府が職員を派遣する場合、地域や災害の特性及び職員の健康状態等を考慮した応援派遣職員の選定に努めるものとする。

第1 応援の要求

1 災害発生都道府県知事からの応援の要求

災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。

2 内閣総理大臣からの応援の要求

内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、知事は、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。

3 災害応急対策の実施

内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第2 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実

府及び市町村は、要求に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女ともに活動することに配慮するものとする。また、府内市町村間で派遣を実施する場合も同様とする。

1 応援派遣職員等の宿泊場所の確保

2 テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備

3 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底

4 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保

5 テレビ会議などを活用した応援派遣職員と府との円滑な連携

6 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保

7 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮

〔災害応急対策〕

第 2 章

情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達、周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報の伝達

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で 5 cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合。

	雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 イ 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が－2℃～＋2℃になると予想される場合。
	霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－5℃以下になると予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
<u>土砂崩れ</u> 注意報☆	<u>土砂崩れ</u> 注意報	大雨、大雪等による <u>がけ</u> 崩れ、 <u>土石流</u> 等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。

浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
<u>土砂崩れ</u> 警報 ★	<u>土砂崩れ</u> 警報	大雨、大雪等による <u>がけ</u> 崩れ、 <u>土石流</u> 等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
高潮警報	高潮警報	台風や <u>低気圧</u> 等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合。
浸水警報★	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものである

り、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）
- 注3 ☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第12条）
★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第12条）
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。
- 注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等^{（注）}をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準

津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震（地震動）	震度6弱以上 ~~または長周期地震動階級4~~ の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報（震度6弱以上 ~~または長周期地震動階級4~~ ）を特別警報に位置付ける)

- (4) 気象情報
- 気象等の予報に係りのある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。
- (5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路
- 気象予警報等の関係機関への伝達経路は、府水防計画で定める経路による。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川及び宇陀川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

洪水予報の関係機関への伝達は、府水防計画で定める経路による。

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

大阪管区气象台及び近畿地方整備局は、淀川、桂川、大和川、猪名川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

3 大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する洪水予報

大阪管区气象台と大阪府は、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

洪水予報の関係機関への伝達は、府水防計画で定める経路による。

(1) 対象河川

水系名	河 川 名	実施要領
一級河川大和川	石川	大和川水系石川の洪水予報実施要領
一級河川淀川	寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、 平野川分水路、古川、楠根川	淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領
	神崎川・安威川	淀川水系神崎川・安威川の洪水予報実施要領
二級河川大津川	大津川・槇尾川	大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報実施要領
	牛滝川	大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領

(2) 発表の基準

標題（種類）	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続

	続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第2 土砂災害警戒情報の伝達

1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

(1) 土砂災害警戒情報発表の対象としない市町村

大阪市、摂津市、守口市、門真市、松原市、藤井寺市、高石市、泉大津市、忠岡町は土砂災害が発生する地形を呈していないため発表の対象としない。

(2) 伝達体制

府水防計画で定める伝達経路による。

(3) 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的ながけ崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

大阪府土砂災害警戒情報 第×号

別添1

令和△△年□□月□□日 □時□分
大阪府 大阪管区气象台 共同発表

【警戒対象地域】

豊中市* 池田市* 箕面市* 豊能町* 能勢町* 太子町* 河南町* 千早赤阪村町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

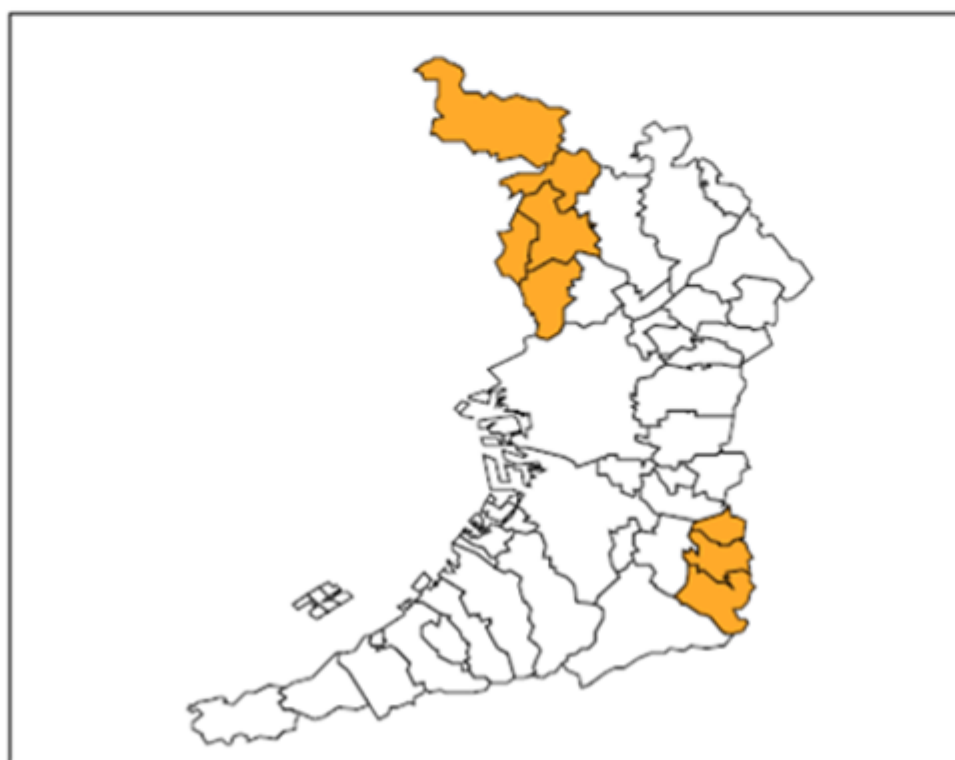
【警戒文】

<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



問い合わせ先
06-6944-6167 (大阪府)
06-6949-6303 (大阪管区气象台予報課)

第3 津波警報・注意報等の伝達

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想される 津波の最大波の高さ)	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- 4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
- 5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
- 6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
- 7 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 8 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解

除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- 9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時には「大津波警報」として発表する。

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報 (注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
沖合の津波観測に関する情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

注1 津波観測に関する情報の発表内容

- (ア) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- (イ) 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

沿岸における最大波の観測値の発表内容

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値
	1 m以下	「観測中」
津波警報	0.2 m以上	数値
	0.2 m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

ア 沖合の津波観測に関する情報

- (ア) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- (イ) 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- (ウ) 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- (エ) なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

津波情報の留意事項等

- a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的

- に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- c 津波観測に関する情報
- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- d 沖合の津波観測に関する情報
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に速く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が沿岸での津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度</u> を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点</u> 名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</u>
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある（当面</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※海外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後随時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表</u>

	<u>の対応)</u>	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(4) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。市町村は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経由による防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

府水防計画で定める伝達経路による。

東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

総則

第4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

災害予防対策

災害応急対策

付編

第5 住民への周知

- 1 近畿地方整備局、大阪管区气象台及び府は、河川の洪水、土砂災害の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象、土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の危険度分布などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。
- 2 大阪管区气象台は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や竜巻注意情報等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。
- 3 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。
特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

図る。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

- 4 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。
- 5 市町村は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。
また、府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。
- 6 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第2節 警戒活動

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 気象観測情報の収集伝達

府、市町村及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

- (1) 大阪府水防本部現地指導班長（土木事務所長等）は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、水防本部長（知事）へ報告する。
- (2) 水防本部長は必要に応じて、大阪管区气象台、淀川河川事務所、大和川河川事務所及び猪名川河川事務所へ連絡する。

2 河川・ため池水位

- (1) 水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したときは、観測した水位を所轄の現地指導班長及び他の水防管理者へ通報する。
- (2) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、関係する現地指導班長及び水防管理者へ水位状況を通報する。
- (3) 現地指導班長は、水位の報告を受けたとき、又は府管理の量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれのあるときは、水防本部に報告するとともに、状況に応じて府の観測水位を関係水防管理者に通報する。
- (4) 水防本部長は、必要に応じて、観測所の水位を淀川・大和川河川事務所へ連絡する。

3 潮位

- (1) 水防管理者は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を所轄の現地指導班長に通報する。
- (2) 現地指導班長は、水防管理団体から潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、水防本部長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

4 津波高

- (1) 水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時刻等を所轄の現地指導班長に通報する。
- (2) 現地指導班長は、水防管理団体から津波高等の通報を受けたときは、水防本部長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

5 情報交換の徹底

府、市町村をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第2 水防警報及び洪水予報等

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。（水防法第16条第1項）

1 近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川、大和川、石川又は猪名川の指定区間外区間において、洪水、津波又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長、大和川河川事務所長又は猪名川河川事務所長は、水防警報を発表し、水防本部長（知事）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

2 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水、津波又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

3 水防情報

淀川・大和川・猪名川各河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜水防本部長に通知する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

4 関係機関への伝達経路

府水防計画で定める伝達経路による。

5 洪水予報

(1) 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 府は、上記(1)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

6 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

府は、水位周知河川（府管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川）について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

の避難指示等の判断の目安となる水位)に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮特別警戒水位に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。（府水防計画で定める連絡系統図による）

第3 水防活動

府、市町村及び近畿地方整備局は、府域において洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1 大阪府水防本部

- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

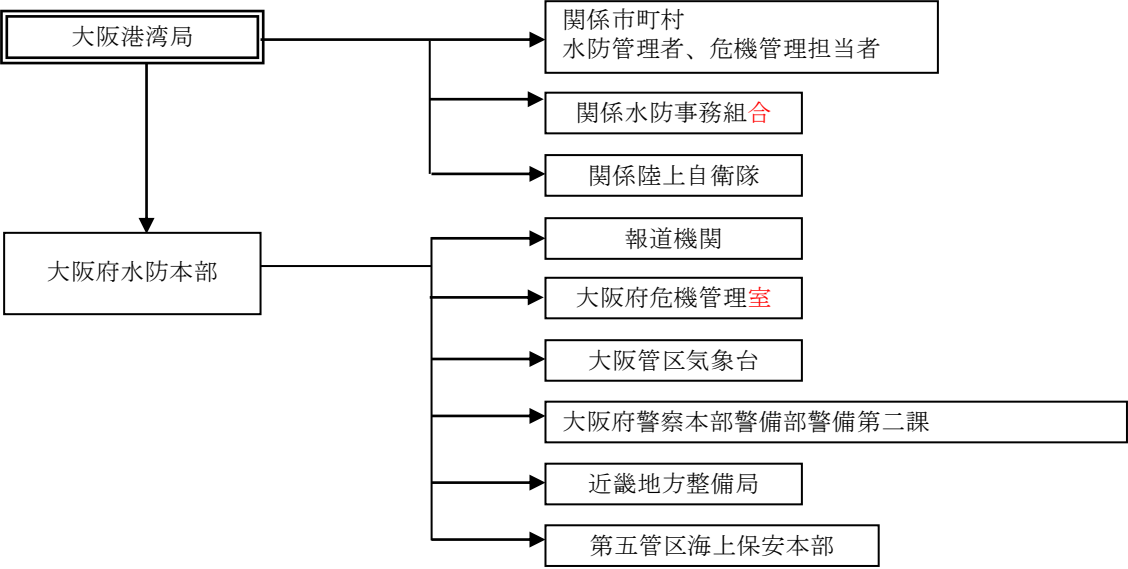
2 水防管理団体等

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの越水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋梁等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

[別図1-2] 高潮特別警戒水位到達時の関係機関への連絡系統図



総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第4 土砂災害警戒活動

府及び市町村は、豪雨等によって生じる土砂災害に備える。

※活動は「府水防計画（第5章 第9節）」による

第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市町村長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、わき水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動 等

2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下 等

3 土砂災害

(1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 等

(2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し 等

(3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 等

(4) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る 等

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 水道・工業用水道（府、府内水道（用水供給）事業体）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社 （関西支店）、株式会社NTTドコモ （関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

(1) 電源設備、給排水設備の整備、点検

(2) 中継・連絡回線の確保

(3) 放送設備・空中線の点検

(4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等、適切な措置を講ずる。

(3) 港湾、漁港施設（府、市）

ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。

イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第7 在港船舶避難活動

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 第五管区海上保安本部

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に避難させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

(1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

(2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付等の方法で周知する。

(3) 避難要領

ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。

(4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

2 府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

(1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導

(2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒

3 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図る。

(1) 構成

大阪管区气象台、大阪海上保安監部、堺海上保安署、岸和田海上保安署、近畿運輸局、大阪税関、府、府警察、大阪市、株式会社商船三井大阪支店、川崎汽船株式会社、関西汽船株式会社、日本郵船株式会社、大阪港運協会、大阪湾水先区水先人会、大阪フェリー協

会

(2) 措置活動

緊急措置基準（警戒体制、第一避難体制、第二避難体制）により、阪神港長（大阪海上保安監部長）及び阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難勧告等について具申する。

阪神港長及び阪南港長から発せられた避難勧告等を関係者に伝達する。

第8 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川において、高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備える。

1 第五管区海上保安本部

大阪港木材対策協議会、阪南港木材防災対策協議会を通じて、係留木材の流出防止措置を指導する。

- (1) 木材の係留方法、木材撤去地域の指定、木材入荷量等の諸問題については、協議会において随時協議の上調整する。
- (2) 大阪筏協会に木材流出防止措置を講ずるよう指示する。
- (3) 木材撤去指定地域は、住吉川水門から下流の住吉川、三十間堀川及び木材整理場波除堤外側A、B区域とする。

2 府警察

関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 貯木場に対する視察警戒及び流出防止に必要な警告指導
- (2) 危険事態に伴う住民の避難措置、その他災害の拡大防止に必要な措置

3 大阪港木材対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、近畿運輸局、神戸植物防疫所大阪支所、大阪税関、府、府警察、大阪市

(2) 措置活動

貯木場内の木材係留の整理、厳重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、大阪港輸入木材協議会、大阪筏協会を通じて、商社、問屋、木材加工業者、荷役業者等関係業者に対し警告、指導を行う。

4 阪南港木材防災対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、岸和田海上保安署、近畿運輸局、神戸植物防疫所岸和田出張所、大阪税関、府、府警察、岸和田市、忠岡町

(2) 措置活動

貯木場内の木材係留の整理、厳重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、関

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

係業者に対し警告、指導を行う。

第9 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第3節 津波警戒活動

第1 避難対策等

1 大阪府

(1) 避難対策の状況把握等

府は、沿岸市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行う。

なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導等について、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

(2) 府が管理又は運営する施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

府は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置をおおむね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(ア) 大津波警報等の入場者等への伝達

- a 来場者が極めて多数の場合、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。
- c 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、弱い揺れであっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報や津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 学校における措置

- a 沿岸市町の定める津波避難対象地区に学校がある場合、避難の安全に関する措置
- b 学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、アに掲げる措置を行う。

また、災害対策本部等を府が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(イ) 沿岸市町の地域防災計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 沿岸市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、府有施設の活用等に協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

エ 施設の緊急点検・巡視等

府は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防_御施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

オ その他

府は、沿岸市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (ア) 地震が発生した場合、あくまで水防団員自身の避難時間を確保したうえで津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。
- (イ) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、府が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行う。

2 沿岸市町

沿岸市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(1) 避難指示

沿岸市町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客等の観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難指示を行うとともに、高台等の安全な場所に誘導する。

ア 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知したとき

(ただし、津波注意報については、漁業従事者や港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする)

イ 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。

(2) 周知の方法

沿岸市町は、避難指示及び避難誘導を行う場合は、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）や、広報車、海水浴場では津波フラッグ等の活用、自主防災組織等住民組織との連携等、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

水防団は津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

ア 正確な大津波警報等の収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土のう等による応急浸水対策

エ 救助・救急

消防機関は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

(4) 工事中の建築等に対する措置

沿岸市町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

(5) 施設の緊急点検・巡視

沿岸市町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防御施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第2 水防活動

府、沿岸市町及び近畿地方整備局は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 大阪府水防本部

- (1) 水防非常配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

2 水防管理団体等

- (1) 招集体制を確立する。
- (2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長に報告する。
- (4) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- (5) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援。
- (6) 上記(1)から(5)はあくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで行うこと。

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、あくまでも防潮扉管理者、操作担当者等の避難時間を確保したうえで、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第6章第3節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 水道等

府、沿岸水道事業体及び大阪広域水道企業団は、水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限にとどめられるよう措置を行う。

2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化等、電力供給のための体制を確保する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。

3 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4 西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、大津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、大津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定める。

第4 交通対策

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

2 海上及び航空

- (1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去による航路啓開に努める。
- (6) 第五管区海上保安本部、府、沿岸市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時刻等を踏まえ、その具体的な内容を定める。
- (7) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社）

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者及び新関西国際空港株式会社は、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

第5 在港船舶に対する周知活動

第五管区海上保安本部は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

1 周知方法

- (1) 船艇による方法
巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

(2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

2 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

第6 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川において、津波によって生じる係留木材の流出事故に備える。

1 第五管区海上保安本部

津波の来襲が予想される場合には、関係機関で構成する木材関係協議会において、係留木材の流出を防止するための措置を講ずるよう指導する。

- (1) 木材の係留方法、木材撤去地域の指定、木材入荷量等の諸問題については大阪港及び阪南港の木材関係協議会において随時協議の上調整する。
- (2) 大阪筏協会に木材流出防止措置を講ずるよう指示する。
- (3) 木材撤去指定地域は、住吉川水門から下流の住吉川、三十間堀川及び木材整理場波除堤外側A、B区域とする。

2 府警察

木材関係協議会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 貯木場に対する視察警戒及び流出防止に必要な警告指導
- (2) 危険事態に伴う住民の避難措置、その他災害の拡大防止に必要な措置

3 大阪港木材対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、近畿運輸局、神戸植物防疫所大阪支所、大阪税関、府、府警察、大阪市

(2) 措置活動

津波のおそれがある場合には、貯木場内の木材係留の整理、厳重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、大阪港輸入木材協議会を通じて、商社、問屋、木材加工業者、荷役業者等関係業者に対し警告、指導を行う。

4 阪南港木材防災対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、岸和田海上保安署、近畿運輸局、神戸植物防疫所岸和田出張所、大阪税関、府、府警察、岸和田市、忠岡町

(2) 措置活動

津波による流木等を防止するため、貯木場内の木材係留の整理、厳重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、関係業者等に対し、警告、指導を行う。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第4節 発災直後の情報収集伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報等、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

府は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するほか、防災関係機関と協力し、〔別図2-1〕の経路により、被害情報等の収集伝達を行う。

市町村は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。

第2 府における情報収集伝達

災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

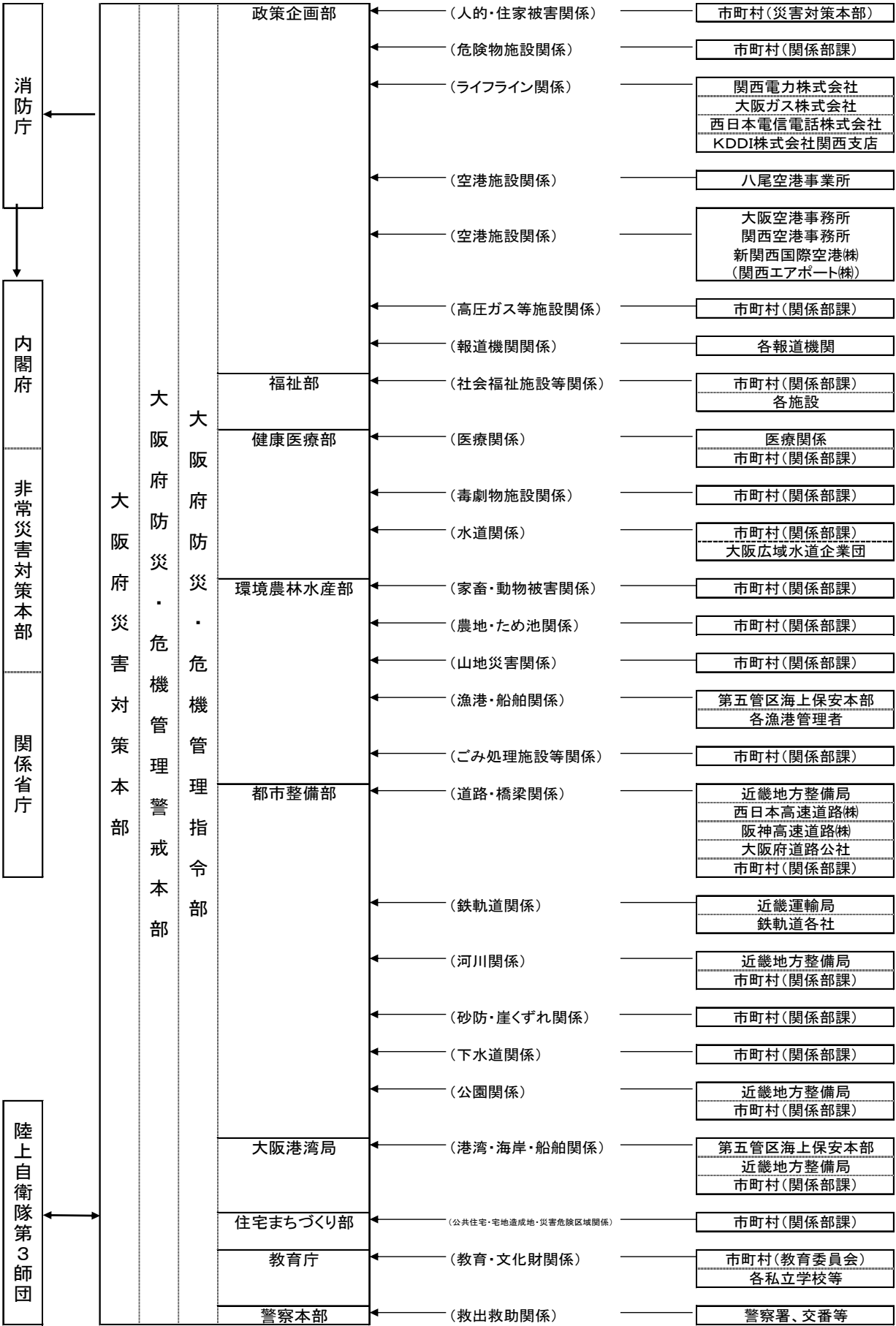
国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

1 被害状況の早期把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 震度情報ネットワークシステムの観測情報からの被害予測
- (2) 府防災情報システムによる被害予測
- (3) 庁舎周辺の被害状況
- (4) 府警察からの被害情報（通報状況等）
- (5) 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む）
- (6) 防災関係機関からの被害情報（リエゾンの配置を含む）
- (7) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの被害情報
- (8) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (9) 衛星中継車、ヘリコプターテレビ画像伝送装置、無人航空機及び高所監視カメラ等からの被害映像
- (10) 被災状況等を整理・分析し、視覚化した地理空間情報
- (11) 住民からの被害情報（「おおさか減災プロジェクト」やSNS等の活用）
- (12) その他

[別図2-1] 情報収集伝達経路



総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

2 災害情報の収集伝達

市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

3 国への報告

- (1) 災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。
 - ア 府災害対策本部を設置した災害
 - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- (2) 被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による報告と一体的に消防庁へ行う。
- (3) 応急措置が完了した後、20日以内に災害確定報告を行う。

第3 市町村における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 消防機関への通報状況
- (2) 警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。

また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第4 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、水道・工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、空港、船舶、医療機関、その他

第5 通信手段の確保

- 1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、公共安全モバイルシステムの活用や、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

- 2 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。
- 3 西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第5節 災害広報

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

第1 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

- ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合
- イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

第2 災害広報

府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。なお、府及び市町村は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図

るなど、必要な対策を講じるように努めるものとする。

1 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 地震発生直後の広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動 等）・津波情報（津波の規模、到達予想時刻 等）・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
- エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等

(3) 風水害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性 等

(4) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関等、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い 等

2 広報の方法

- (1) 広報紙（誌）の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更 等
- (2) 航空機、広報車による現場広報
- (3) 市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による地区広報
- (4) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) 携帯メールや緊急速報メール
- (7) インターネットやSNSの活用
- (8) ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
- (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報
- (10) 臨時災害FM局の開設

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 防災関係機関との連絡調整

第3 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 大津波警報等が発せられた場合
- (2) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (3) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (4) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- (5) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

府は、状況に応じ震災プレスセンターを設置し、総合的な災害情報の提供を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

- (1) 障がい者等への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい特性に配慮した広報を行う。

- (2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。

- (3) 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第4 広聴活動の実施

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

〔災害応急対策〕

第3章

消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市町村

1 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

(1) 消火活動

ア 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 相互応援

(1) 被災市町村は、市町村単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

被災市町村は、応援市町村に対して、災害の状況、地理等の情報を提供する。

(3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

第2 府

市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、被害の拡大に府城市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部（※1）を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議（※2）を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部（本部長：知事）

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議（本部長：災害対策課長）

広域的支援部隊（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など）の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。（大阪府広域的支援部隊受入計画）

第3 府警察

- 1 災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 府警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市町村及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市町村が行う救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 第五管区海上保安本部

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 府警察、市町村その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

第5 各機関による連絡会議の設置

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署等、防災関係機関との連携を図る。

第7 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療救護活動に関する府の組織体制

1 保健医療調整本部（本部長：健康医療部長）

保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

2 DMAT調整本部

DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に設置する。

3 DMAT・SCU本部

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。

第2 医療情報の収集・提供活動

1 市町村

地区医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 府

市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村等、関係機関及び府民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第3 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、府あるいは被災市町村の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア 市町村

災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。

市町村単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 府

市町村から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療機関・救護所・航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。

また、災害派遣精神医療チーム（D P A T）に関しては、調整本部を設置し、必要に応じて、国及びD P A T事務局に対して他府県のD P A Tの応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し、調整を行う。

ウ 災害拠点病院等

次の医療関係機関は、府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

（医療関係機関）

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、独立行政法人国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ 府及び市町村

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、府及び市町村が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

ア 市町村等は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

イ 市町村等は、医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

ア 市町村

医療救護班の受入れ窓口を設置し、府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ 府

医療救護班を受入れ、被災市町村への派遣調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、市町村、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

第4 後方医療対策

1 後方医療の確保

府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受入病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。

また、府は、確保した受入病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

(1) 受入病院の選定と搬送

市町村等は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、府及び市町村が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等、航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

(3) 広域医療搬送

空港等に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMATの派遣調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

(ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整

(ウ) 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

(エ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

(オ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等、専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市町村災害医療センター

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

- ア 市町村の医療拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第5 医薬品等の確保・供給活動

府及び市町村は、それぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターの助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力のもと、医薬品等の調達及び避難所等における調剤体制を確保し、医薬品等の供給活動を行う。

また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

1 市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

2 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

3 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の供給活動を実施する。

第6 個別疾病対策

府及び市町村は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

〔災害応急対策〕

第4章

避難行動

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市町村は、危険の切迫性・地域特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

1 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意）

警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （市町村長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市町村長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市町村長が発令）	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害）） ※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注2 市町村長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市町村長が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令できるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注5 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

2 実施者

(1) 緊急安全確保、避難指示

ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 市町村長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市町村長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を発令する。

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市町村長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、

避難情報の発令基準・伝達方法等を規定したマニュアル等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

第2 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示

- 1 市町村長は、河川で避難判断水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20 m/sに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を発令・伝達する。
- 2 市町村長は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区において、避難情報の発令基準・伝達方法等を規定したマニュアル等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に高齢者等避難を広報する。

第3 住民への周知

市町村長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第4 避難者の誘導等

1 市町村

避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

府、府警察、市町村及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第5 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市町村は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第6 避難者の運送

府は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第7 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市町村長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市町村長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第73条）

- (2) 警察官又は海上保安官は、市町村長（権限の委任を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

- (4) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。（水防法第21条）

2 規制の内容及び実施方法

市町村長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営等

市町村は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。

府は、市町村を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

1 市町村

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 府

市町村から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。また、市町村から避難所の開設状況等の報告を受けた場合

には、その情報を内閣府等に共有するよう努める。

第2 指定避難所等の管理、運営

市町村は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の提供等避難者の住宅の確保に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 指定避難所等の管理、運営の留意点

市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

なお、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告

なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用すること
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等を把握し、必要な措置を実施
- (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- (6) 避難行動要支援者への配慮
- (7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置
- (8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒

- さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施
- (9) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
 - (10) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
 - (11) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
 - (12) 指定避難所運営組織への女性の参加
 - (13) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
 - (14) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
 - (15) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - (16) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
 - (17) 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。
また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
 - (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
 - (19) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
 - (20) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行うこと
 - (21) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。
 - (22) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

- (23) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市町村は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じ、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市町村、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第3節 避難行動要支援者等への支援

府及び市町村は、被災した避難行動要支援者及び社会福祉施設等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）や災害支援ナースを被災市町村へ派遣し、支援する。

第1 福祉支援に関する府の組織体制

1 福祉調整本部（本部長：福祉部長）

福祉支援活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

2 DWAT調整本部（本部長：福祉部地域福祉推進室長）

DWATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、福祉調整本部の下に設置する。

第2 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市町村は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、府及び市町村は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

府及び市町村は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 看護ニーズの把握

市町村は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。

3 福祉ニーズの把握

市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第3 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

府及び市町村は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 広域支援体制の確立

府は、市町村等を通じて、避難行動要支援者及び社会福祉施設等に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4節 広域一時滞在への対応

被災市町村は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

〔災害応急対策〕

第5章

交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

府、市町村、府警察、道路管理者、港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市町村、道路管理者、港湾管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府、市町村、府警察、道路管理者、港湾管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

(ウ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとるものとする。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し

車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 府警察

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放^(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急車両の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

府、市町村、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 輸送手段の確保

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合等の運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- (3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び一般社団法人大阪バス協会等、運送業者に連絡する。

6 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

7 緊急交通路の補完的機能の確保

府は、必要があると認める場合、河川管理者（国土交通大臣）を通じ、河川（淀川）における船着場と一体的に機能し、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。

8 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 水上輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港内及びその周辺の被害状況や港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- (3) 港湾及び漁港の管理者並びに河川管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- (4) 府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に、利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する。

2 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

3 輸送手段の確保

府及び市町村は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊及び近畿旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

4 港湾施設の利用調整

国は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

第3 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- (2) 市町村は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

- (3) 府及び市町村は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

府及び市町村は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊、大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3 航空運用調整

- (1) 府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- (2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機（無人航空機含む）の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じて自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。
- (3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して飛行自粛の要請を行うものとする。
また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2 各施設管理者における対応

- (1) 鉄軌道施設（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）

ア 地震の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

- (2) 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

ア 地震の場合は、予め定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

- (3) 港湾施設、漁港施設（府、大阪市、高石市、泉南市）

ア 港湾施設及び漁港施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。

ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

- (4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

ア 滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設及び管制施設等に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。

ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

ア 線路、保安施設、通信施設等、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(3) 港湾施設、漁港施設

ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設等の応急復旧を行う。

イ 近畿地方整備局は、国有港湾施設等の応急工事を実施するとともに、港湾管理者からの要請により、必要に応じて、応急復旧工事の技術指導を行う。

ウ 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

(4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

ア 空港管理者（運営権者を含む。）は、滑走路、航空管制施設等の航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてエプロン等の応急復旧に努める。

被害が大きい場合には、部分再開するための空港施設の応急復旧に努める。

イ 被害状況によっては、他の空港管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

〔災害応急対策〕

第6章

二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関は、地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設 等）

府、市町村及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による府及び市町村への支援を推進するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、府、市町村及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退きを指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市町村及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 府、市町村及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 府、市町村及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市町村は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市町村及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 府、市町村及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

- (3) 府、市町村及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害警戒区域等

市町村は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

府は、市町村の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出勤を要請する。

5 橋梁等道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

府及び市町村は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

関係機関は、建築物の倒壊、危険物の漏洩、放射性物質の飛散、被災文化財の被害拡大等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境監視等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 危険度判定

(1) 市町村

ア 民間建築物

市町村は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市町村は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

イ 宅地

市町村は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市町村は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(2) 府

府は、市町村の派遣要請に基づき、事前に登録された応急危険度判定士等に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に応急危険度判定士等の派遣を要請する。

2 空き家等の対策

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。府及び市町村は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視等を実施する。

2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。
また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市町村を経由して府に報告する。府は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市町村を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。
- 2 府内水道（用水供給）事業体、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社N T T ドコモ（関西支社）は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

関西電力送配電株式会社は、府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、府に報告する。

第2 ライフライン事業者における対応

1 水道・工業用水道（府内水道（用水供給）事業体）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水

ア 府内水道（用水供給）事業体は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行う。

ウ 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

水道施設及び工業用水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業体等のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2 下水道（府、市町村）

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機

によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

エ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急対策

ア 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、

過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社（関西支店））。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4 府及び関係機関における対応

1 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

2 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、関係省庁及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するとともに、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第4節 農林水産関係応急対策

府、市町村及び防災関係機関は、農林水産業に関する応急対策を講ずる。

第1 農業用施設

府、市町村及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 府

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し必要な指示を行い、応急復旧を速やかに進める。
- (2) 出水等により広範囲にわたり湛水の危険がある場合は、関係機関と直ちに連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、応急措置を講ずる。

2 市町村

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

3 土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第2 漁港施設

府は、漁港の各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するための応急措置を講ずる。

第3 農作物

1 技術の指導

府、市町村及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等、応急措置の技術指導を行う。

2 主要農作物種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

3 園芸種子の確保あっせん

府は、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

4 病害虫の防除

府は、市町村その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

第4 畜産

府は、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 市町村、畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 防疫計画を策定し、これにより家畜防疫員を指揮し、伝染病の発生防止に努めるほか、必要に応じ家畜伝染病防疫対策本部を設置し、防疫の万全を図る。
- (3) 伝染病発生畜舎等の消毒を実施する。
- (4) 必要に応じ、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫員の派遣要請について、国と協議する。

2 一般疾病対策

一般疾病の発生に際して治療を要する場合は、獣医師会に対し協力を要請する。

3 飼料対策

被害状況及び家畜数に応じて、必要量を取りまとめ、国に供給を要請する。

第5 林産物

府は、林産物の被害を軽減するため、病害虫の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市町村及び森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 国有を除く被災造林地において、幼齢林の倒木起こし作業等の補助事業の実施により早期復旧を図る。
- (3) 浸冠水した苗畑において、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病害虫の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

〔災害応急対策〕

第 7 章

被災者の生活支援

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府及び市町村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市町村の支援体制の整備を支援する。

内閣官房は、非常本部等が設置された場合又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。

第2節 住民等からの問い合わせ

府及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

国は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、府及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

第1 法の適用

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

第2 救助の内容

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により市町村長が行う事務のほか、市町村長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第4節 緊急物資の供給

府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

府及び市町村は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市町村は、府に要請することもできる。また、府は、被災市町村において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 物資等の運送要請

1 府

府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

第2 給水活動

府及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。
なお、府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

1 府内水道（用水供給）事業者

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査
- (7) ボトル水・缶詰水等の配布

2 府

府内水道（用水供給）事業者の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材の調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する情報の提供
- (4) 給水活動に関する応援の調整
- (5) 飲料水の水質検査
- (6) ボトル水・缶詰水等の配布（災害時用備蓄水の配布）

第3 食料・生活必需品の供給

府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 市町村

発災時には、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2 府

市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- (6) 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (7) 不足する場合は、関西広域連合に要請
- (8) 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送

3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- (1) 農林水産省
応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給
- (2) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- (4) 経済産業省
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- (5) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (6) 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

第5節 住宅の応急確保

府及び市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

第2 住居障害物の除去

- 1 府は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

- 2 府は、市町村に委任した場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

- 1 建設型応急住宅の管理は、当該市町村の協力を求めて行う。
- 2 市町村と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

府及び市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市町村が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

府及び市町村は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第8 他府県への応急仮設住宅に関する要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求める。

第9 建設用資機材等の調達

府は、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、近畿中国森林管理局や協定を締結した関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

第6節 応急教育

府及び市町村は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。

第1 教育施設の応急整備

府及び市町村は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府若しくは市町村と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の市町村との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市町村

学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(3) 府

児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

また、必要に応じ、国及び他府県に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。加えて、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校及び市町村に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

2 学校給食の応急措置

学校、府及び市町村は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

府及び市町村は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。

- (1) 府は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給及び府立高等学校の生徒に対する授業料等の減額又は免除について必要な措置を講ずる。
- (2) 市町村は、市町村立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市町村は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

府、市町村及び学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第7節 自発的支援の受入れ

府内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

府及び市町村は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、男女双方の視点を考慮するなど、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 日本赤十字社大阪府支部

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等、情報の提供に努める。

(2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

2 大阪府社会福祉協議会

(1) ボランティアセンターの運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

(2) 関係団体・大阪府との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。また、「大阪災害支援連携会議」等を活用しながら、発災時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を市町村社会福祉協議会等へフィードバックする。

3 災害中間支援組織（おおさか災害支援ネットワーク）

(1) 大阪府、大阪府社会福祉協議会等と共有した情報をボランティア団体等へ提供

専門的な技能等を持つボランティア団体等からのボランティア支援の申し入れに対して、

被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等の情報提供、活動支援や活動調整等を行う。

4 府

(1) 活動環境の整備

災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

(2) ボランティア保険への加入促進

大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

(3) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

5 市町村

(1) 受入窓口の開設

市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2 義援金品の受付・配分

府、市町村等に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 府及び市町村に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

ウ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ 市町村は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

(1) 府

- ア 府に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定する。
- ウ 配分決定に基づき、義援物資を被災市町村の物資集積地等へ輸送する。
- エ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。
- オ 義援物資の搬送手段を確保する。
- カ ボランティア等の活用計画を立てる。

(2) 市町村

あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

(3) 日本赤十字社大阪府支部

- ア 日本赤十字社大阪府支部は、被災者のニーズに応じた必要量の確保を前提とし、企業等大口の義援物資を受け付ける。それ以外の小口の物資等は、原則として受け付けない。
- イ 寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社大阪府支部の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、府に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市町村と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

府及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

府、市町村をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合、市町村と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 府及び市町村は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 府及び市町村は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔災害応急対策〕

第8章

社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 府

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び吹田市（以下「保健所設置市」という。）を除く。）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市町村に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し又は市町村への必要な指示等を行う。

※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

2 保健所設置市

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 指定避難所の防疫指導
 - エ 衛生教育及び広報活動
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

3 市町村（保健所設置市を除く）

- (1) 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 指定避難所の防疫指導
 - エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - オ 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

府及び保健所設置市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- 4 飲料水の衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第3 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止

府及び市町村は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市町村に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、精神保健福祉センター等に心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

3 災害関連死の防止

大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないよう、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。

第4 保健衛生活動における連携体制

- 1 府は、必要に応じ、その被災市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、府内での対処が困難になった場合は、厚生労働省に対し応援職員の派遣

を要請する。また、府の保健医療調整本部及び府内保健所の指揮調整機能等が困難となる場合には、厚生労働省に対し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣を要請する。

2 府及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。

3 府及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。

4 府は、近畿ブロックの府県が被災した場合、厚生労働省からの要請に基づき、D H E A T先遣隊を被災府県に派遣し、被災府県の保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を行う。また、他の都道府県が被災した場合、府は、要請に基づき、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動の支援を行う。

5 府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）及び保健師等公衆衛生チームの応援派遣を行う。

6 府は、国（厚生労働省）又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪D W A T）や災害支援ナースの応援派遣を行う。

7 災害支援ナースは、医療、看護ニーズの把握に努め、必要時、専門職へつなげる活動をする。また、施設運営者と相談しながら、施設の感染状況を把握し、必要時、ゾーニングや隔離を推進する。

第5 保健所の機能強化

保健衛生活動の拠点となる保健所において、災害応急対策に備えるため、B C Pの視点も踏まえライフラインをはじめ必要な資機材（自家発電機・ポータブル電源の整備等）の準備や環境整備（支援チームの執務室や駐車場等の確保）を行うなど、体制が整ったところから順次必要な措置を講ずるものとする。

第6 動物保護等の実施

府、市町村及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は、市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

また、府及び市町村は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等に

ついて、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

府は、指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市町村等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

府及び市町村は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 し尿処理

1 市町村

(1) 初期対応

ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

(2) 処理活動

ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

ウ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

(1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

(2) 被災地域の市町村から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

(3) 府域でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

第2 ごみ処理

1 市町村

(1) 初期対応

ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ 必要に応じて、仮置場等を設置する。

ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

エ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場等における衛生状態を保つ。

オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

(1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

(2) 府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

1 市町村

(1) 初期対応

ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート の確保を図る。

(2) 処理活動

ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 府

(1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルート の確保を応援する。

(2) 市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、処理実行計画を作成する。

処理実行計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

(3) 市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。

(4) 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処

- 理ルートを確保するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。
- (5) 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。
- (6) 必要に応じて、近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保について調整する。

第3節 遺体対策

府、府警察、第五管区海上保安本部及び市町村は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 府警察、第五管区海上保安本部

- 1 災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- 2 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

第2 市町村

- 1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 2 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 3 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が代わってこれを実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
 - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- 4 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、避難者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
- (8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第3 府

- 1 府警察より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。
- 2 身元調査法に基づく災害時の身元確認について、府警察の要請に基づき、監察医事務所がその役割の一部を担えるよう、事務所の老朽化対策等、機能の充実を図る。また医師会、歯科医師会等との連携を進める。
- 3 市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

第4節 社会秩序の維持

府、市町村をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

府及び市町村は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

府、市町村及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

府及び市町村は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

府及び市町村は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、府民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

- (1) 近畿財務局及び日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。
 - ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
 - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

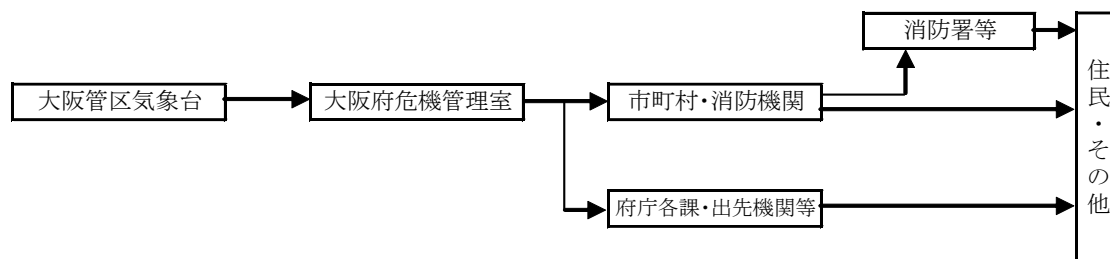
- 1 府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備等、対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部（局）に地震警戒警防本部を設置する。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

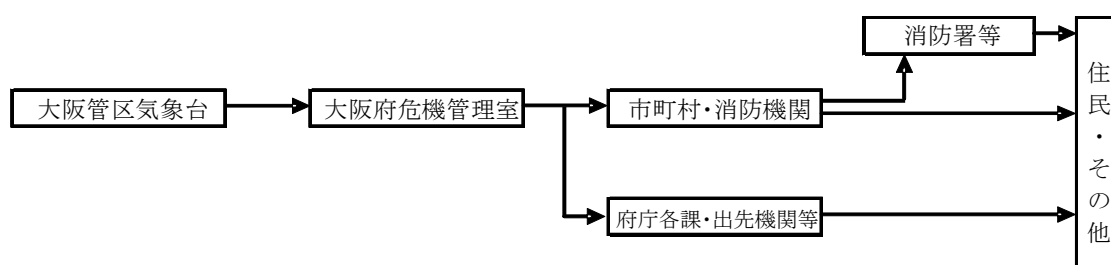
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

府及び市町村は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

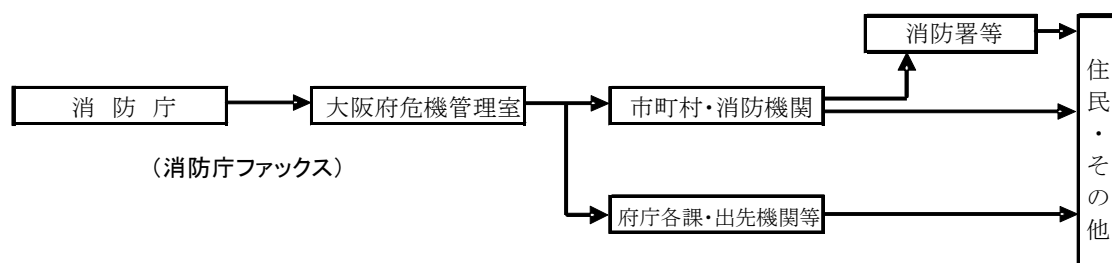


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 府は、大阪府災害対策本部を設置する。市町村は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。
- (2) 府及び市町村は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

府、市町村及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

府警察、第五管区海上保安本部及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

- (1) 府及び市町村は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民について、市町村長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

府警察及び第五管区海上保安本部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

府、市町村及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受け入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、ホテル・旅館、高層ビル、地下街等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民等に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 等

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の42市町村である。
（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

府に係る地震・津波防災に関し、府、市町村をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6.8以上の地震が発生、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード※7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2 防災対応について

府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

実際に臨時情報が発表された場合には、住民等が混乱しないよう、府、市町村をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に府及び市町村は連携して、津波浸水被害想定区域や土砂災害の恐れのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行うった上で、社会経済活動を継続する。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

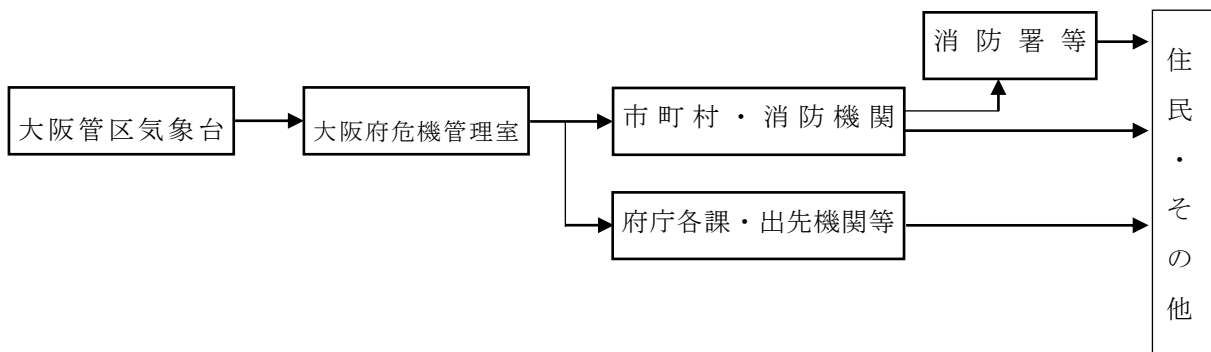
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

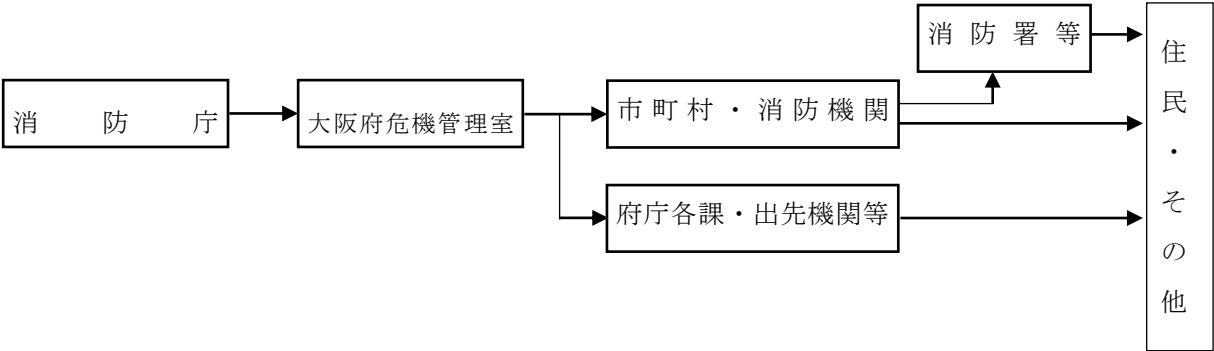
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 第1章 活動体制の確立」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」によるものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。

第2 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」「災害応急対策 第4章 避難行動」によるものとする。

第3 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「災害応急対策 第3章 消火、救助、救急、医療救護」「災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動」によるものとする。

第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「災害予防対策 第2章 地域防災力の向上」「災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」によるものとする。

第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（「災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第2節 地震災害予防対策の推進」参照）

〔事故等災害応急対策〕

この編は、第1節から第7節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

第1節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防~~御~~、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始

ア 大阪府防災・危機管理警戒班の設置

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

イ 開始基準

- (ア) 台風情報により24時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合
- (イ) 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発表された場合
- (ウ) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表された場合
- (エ) 山林火災において、拡大や民間への延焼が懸念される場合
- (オ) その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合

ウ 解除基準

- (ア) 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合
- (イ) 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき
- (ウ) 災害警戒本部が設置されたとき

エ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。

(2) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

大阪府防災・危機管理指令部は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行

い、災害応急対策の検討を行う。

ア 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- (ア) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 災害警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- (オ) 災害警戒本部若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

ウ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部の活動とあわせて、当該地域の地域情報班は活動を開始する。

(3) 大阪府災害警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、該当する地域において同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 本部の所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- (エ) 市町村への応援に関すること
- (オ) 府が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること
- (カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。

オ 地域連絡部の所掌事務

- (ア) 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること
- (イ) その他必要な事項

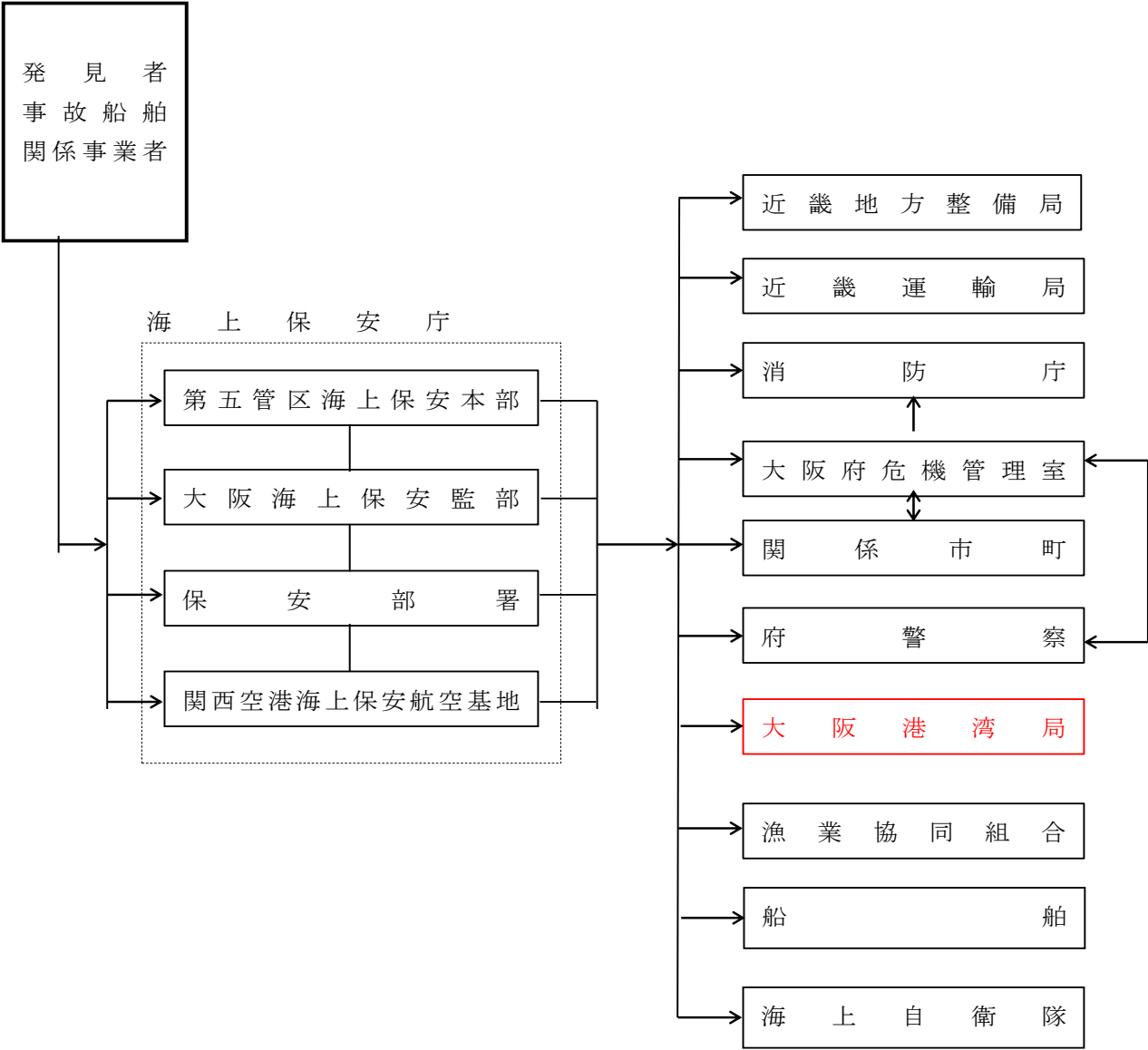
2 動員体制

動員体制は、「災害応急対策 第1章 第1節 第2 府の動員体制」に準じる。

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第3 事故発生時における応急措置

第五管区海上保安本部及びその他の関係機関は、関係事業者等に対し、危険物等の流出拡散防止・化学処理、損傷箇所の応急修理、油の移し替え、二次災害の防止等の指導・勧告を行うとともに、速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置を行う。

1 災害広報

(1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

沿岸の関係市町等防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

2 流出油等の防除措置

(1) 府、関係市町

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、第五管区海上保安本部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めたときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、指定海上防災機関等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

カ 関係市町は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

(2) 第五管区海上保安本部

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油等の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な防除方針を決定する。

ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対し

て防除作業の実施に必要な事項について助言、指導を行う。

エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講ずるよう命じる。

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、指定海上防災機関に対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油等防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部等の要請に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

(4) その他の防災関係機関等

第五管区海上保安本部又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り

第五管区海上保安本部は、タンカー事故に際して関係企業を指導、監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取りを行わせる。

4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

第五管区海上保安本部、関係市町は、大規模な海上災害の発生に備え、業務協定等により連携して消火活動を行うための体制の整備に努めるとともに、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

(2) 沿岸部の火災

関係市町は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 船舶交通の制限等

(1) 船舶交通の制限

第五管区海上保安本部長（港内にあっては各港長）は、危険物等により、火災が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限、禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講ずる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

第五管区海上保安本部長は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

6 自衛隊の災害派遣要請

第五管区海上保安本部長又は知事は、必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、派遣要請を行う。

第4 事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む。）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第2節 航空災害応急対策

府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防_御、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府災害警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な航空事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 大阪国際空港

1 範囲

大阪国際空港及びその周辺

2 現地対策本部の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、現地対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

〔防災関係機関〕

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、その他必要と認められる機関

3 現場合同調整所の設置（空港施設内の場合）

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は必要に応じ、現場合同調整所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）

(2) 自衛隊の災害派遣要請

大阪空港事務所長又は知事は、必要があると認める時は、自衛隊法第83条の規定に基づき、派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

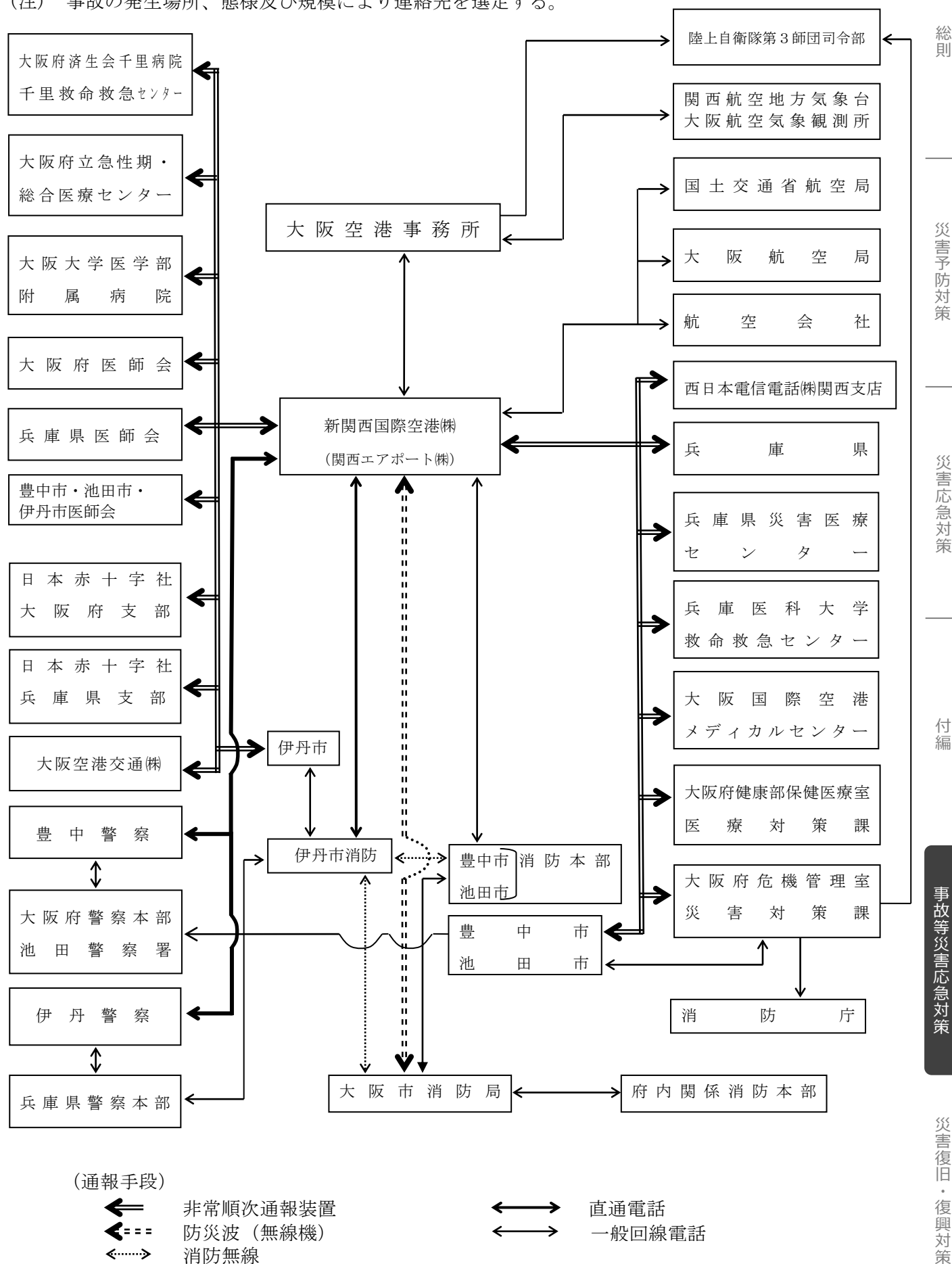
基本経路は別図1のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

別図1 「連絡系統図 大阪国際空港」

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

(1) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の設置及び医療資機材の配置（空港施設内の場合）
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備（空港施設内の場合）
- エ 負傷者数及び搭乗者の把握
- オ 遺体仮安置所の設置（空港施設内の場合）
- カ 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定
- キ 避難誘導（空港施設内の場合）

(2) 大阪空港事務所

臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定

(3) 府

防災関係機関との連絡調整

(4) 府警察

- ア 救出・救助活動
- イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- ウ 事故現場周辺地域の交通規制
- エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認

(5) 地元市

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の設置
- ウ 避難指示・誘導
- エ 遺体安置所の設置

(6) 医療関係機関

- ア 医療救護班の編成及び派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 遺体の検案

(7) 日本赤十字社大阪府支部

- ア 救護班の派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 血液の輸送及び供給
- エ 遺体の洗浄・縫合

(8) 西日本電信電話株式会社 （関西支店）

通信手段の確保

(9) 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）

- ア 消火活動の支援
- イ 救護地区設置及び医療資機材配置の支援
- ウ 負傷者の搬送

エ その他協定に基づく活動

第3 関西国際空港

1 範囲

関西国際空港及びその周辺

(関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。)

2 KIX Joint Crisis Management Group (関西国際空港総合対策本部) の設置

関西エアポート株式会社社長又は新関西国際空港株式会社社長、国土交通省大阪航空局関西空港事務所長、内閣官房空港危機管理官は、必要と認めた場合速やかにKIX Joint Crisis Management Group (文略：KIX JCMG) を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

関西空港事務所、内閣官房空港危機管理官、関西空港海上保安航空基地、外務省大阪分室、府、府警察、地元消防機関、地元市町、りんくう総合医療センター、アクセス機関、指定エアライン、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、その他必要と認められる機関

3 現地調整本部の設置

新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 関西国際空港消火救難協力隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

関西空港事務所長、知事又は第五管区海上保安本部長は、必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

総則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付
編

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災害
復
旧
・
復
興
対
策

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図2のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

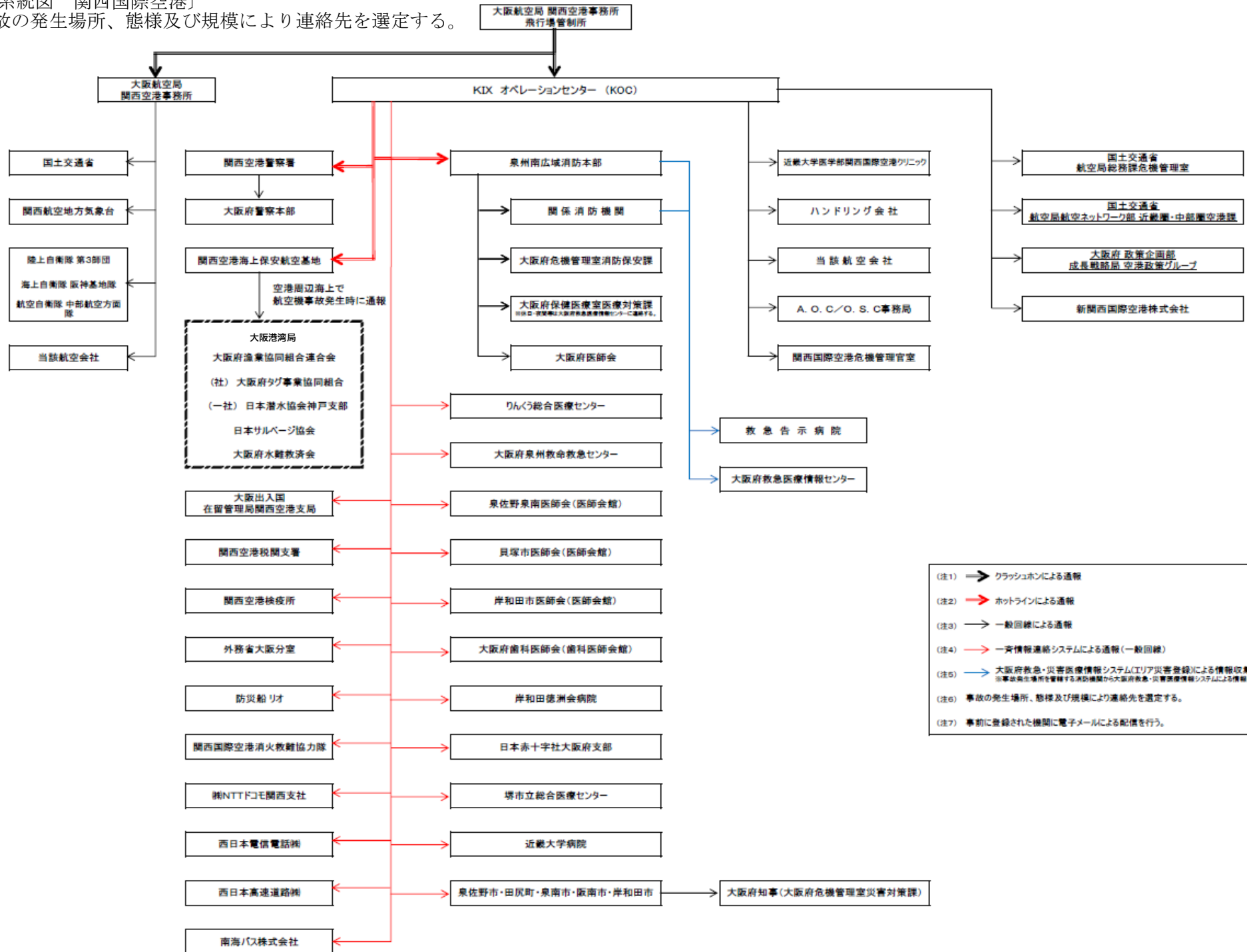
(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

緊急時連絡通報体制図

別図2 〔連絡系統図 関西国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

(1) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）

（関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合）

- ア 消火・救助・救急活動（避難誘導を含む。）
- イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備
- エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限
- オ 負傷者数及び搭乗者の把握
- カ 遺体仮安置所の設置
- キ 制限区域内の誘導
- ク 救助用船の手配

(2) 関西空港事務所

- ア 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定
- イ 負傷者数及び搭乗者の把握

(3) 関西空港海上保安航空基地

- ア 消火・救助活動
- イ 負傷者の搬送
- ウ 事故現場付近の警戒警備
- エ 事故現場周辺海域の交通規制
- オ 行方不明者の搜索
- カ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認
- キ 流出油の防除

(4) 府

防災関係機関との連絡調整

(5) 府警察

- ア 救出・救助活動
- イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- ウ 事故現場周辺地域の交通規制
- エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認

(6) 地元市町

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の設置
- ウ 避難指示・誘導
- エ 遺体安置所の設置

(7) 医療関係機関

- ア 医療救護班の編成及び派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 遺体の検案

- (8) 日本赤十字社大阪府支部
 - ア 救護班の派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 血液の輸送及び供給
 - エ 遺体の洗浄・縫合
- (9) 西日本電信電話株式会社 (関西支店)
 - 通信手段の確保
- (10) 関西国際空港消防救難協力隊
(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)
 - ア 情報の収集及び連絡
 - イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
 - ウ 避難誘導
 - エ 負傷者の搬送
 - オ 通訳の配置
 - カ その他協定に基づく活動

第4 八尾空港

1 範囲

八尾空港

2 航空機事故応急対策本部等の設置

八尾空港事務所長は、必要に応じ、航空機事故応急対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

〔防災関係機関〕

八尾空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、その他必要と認められる機関

3 現場合同指揮所の設置

八尾空港事務所長は、必要に応じ、現場合同指揮所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

八尾空港事務所、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消防救難活動を実施する。

- ア 消防救難活動に関する協定等
- イ 八尾空港消防救難隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

八尾空港事務所長又は知事は、必要があると認める時は、自衛隊法第83条の規定に基づ

き、派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図3のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

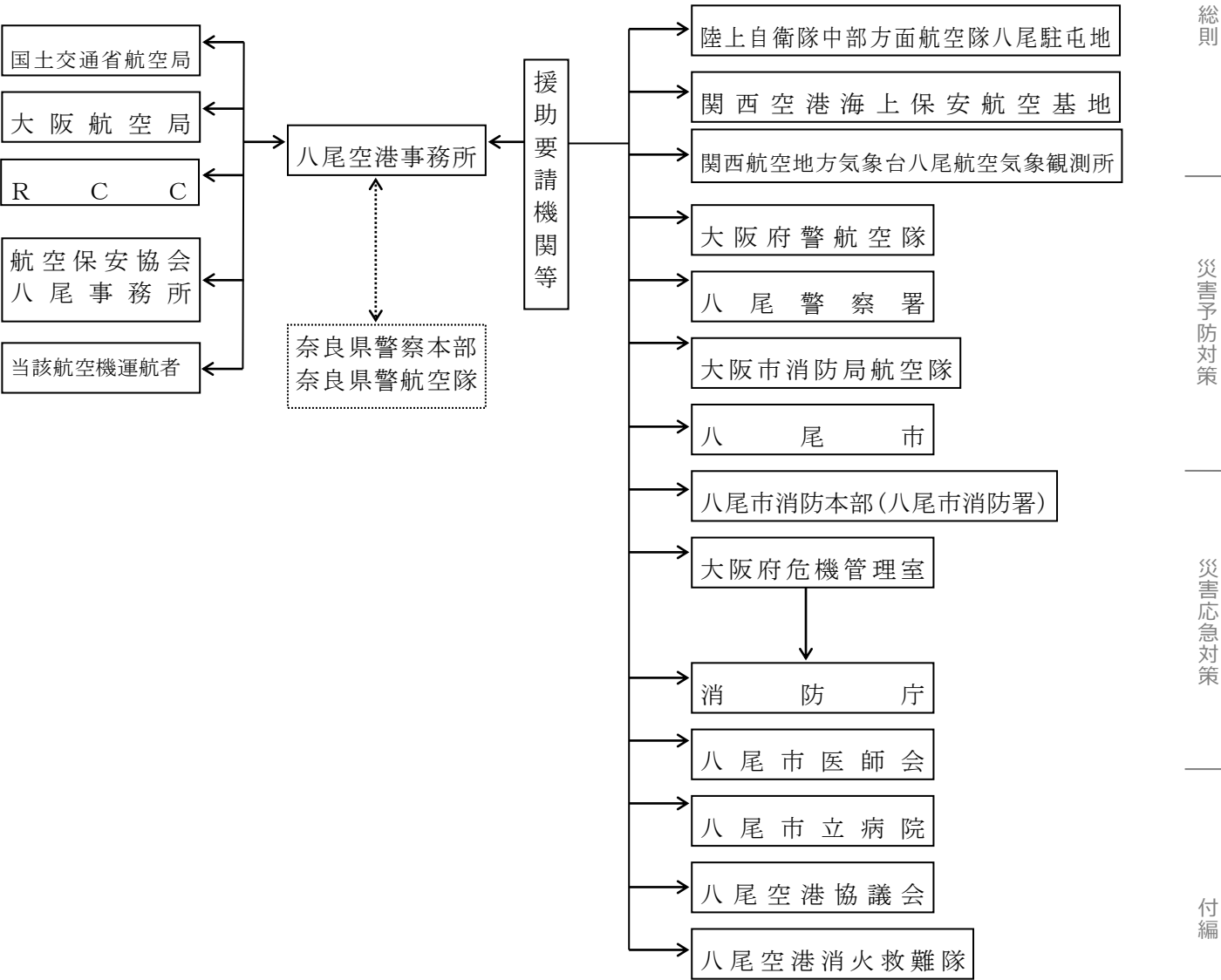
6 応急活動

八尾空港事務所、府、府警察、地元市等は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、消火・救助・救急活動等の応急活動を実施する。

第5 その他の地域

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

別図3 〔連絡系統図 八尾空港〕



(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び府、市町村、その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防_御、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府災害警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な鉄道事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

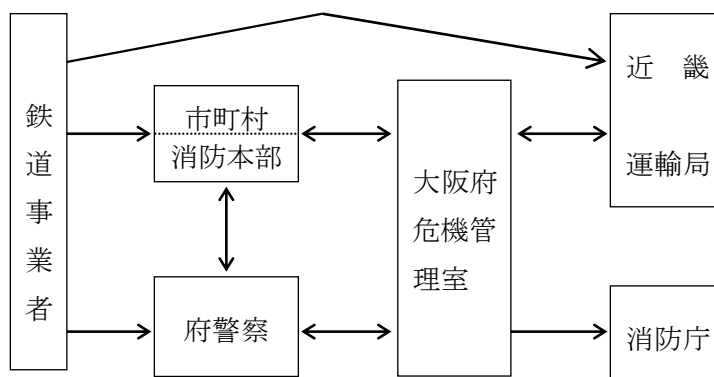
その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 情報収集伝達体制

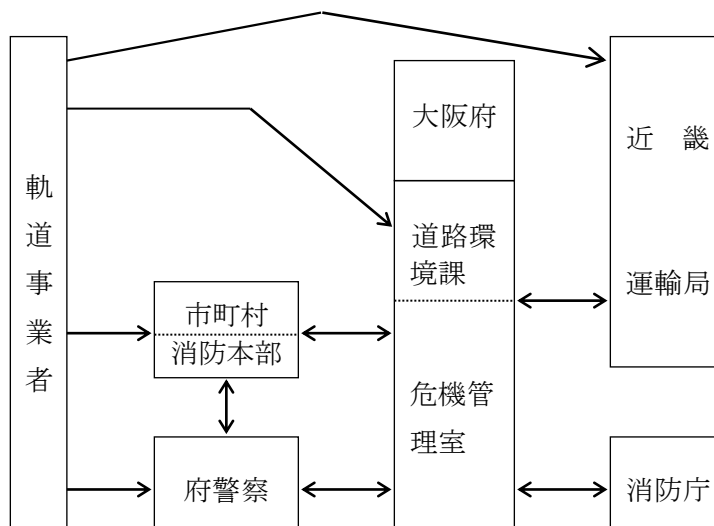
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

(1) 鉄道事業者



(2) 軌道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第3 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び府、市町村、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、道路上の大規模な事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府災害警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、道路上の大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

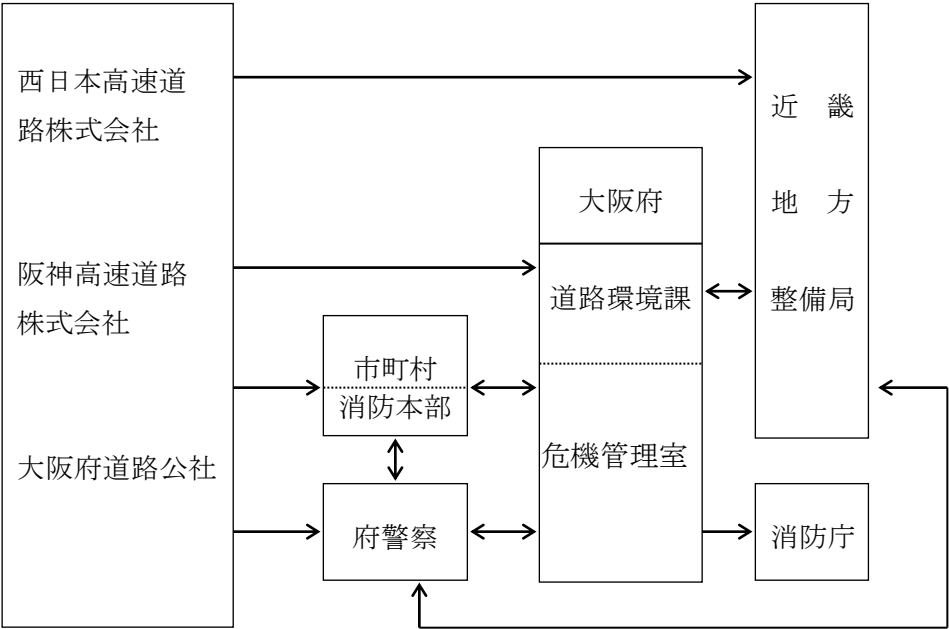
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第3 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

総
則

災
害
予
防
対
策

災
害
応
急
対
策

付
編

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

第5節 危険物等災害応急対策

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防_御、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府災害警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な危険物等の事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

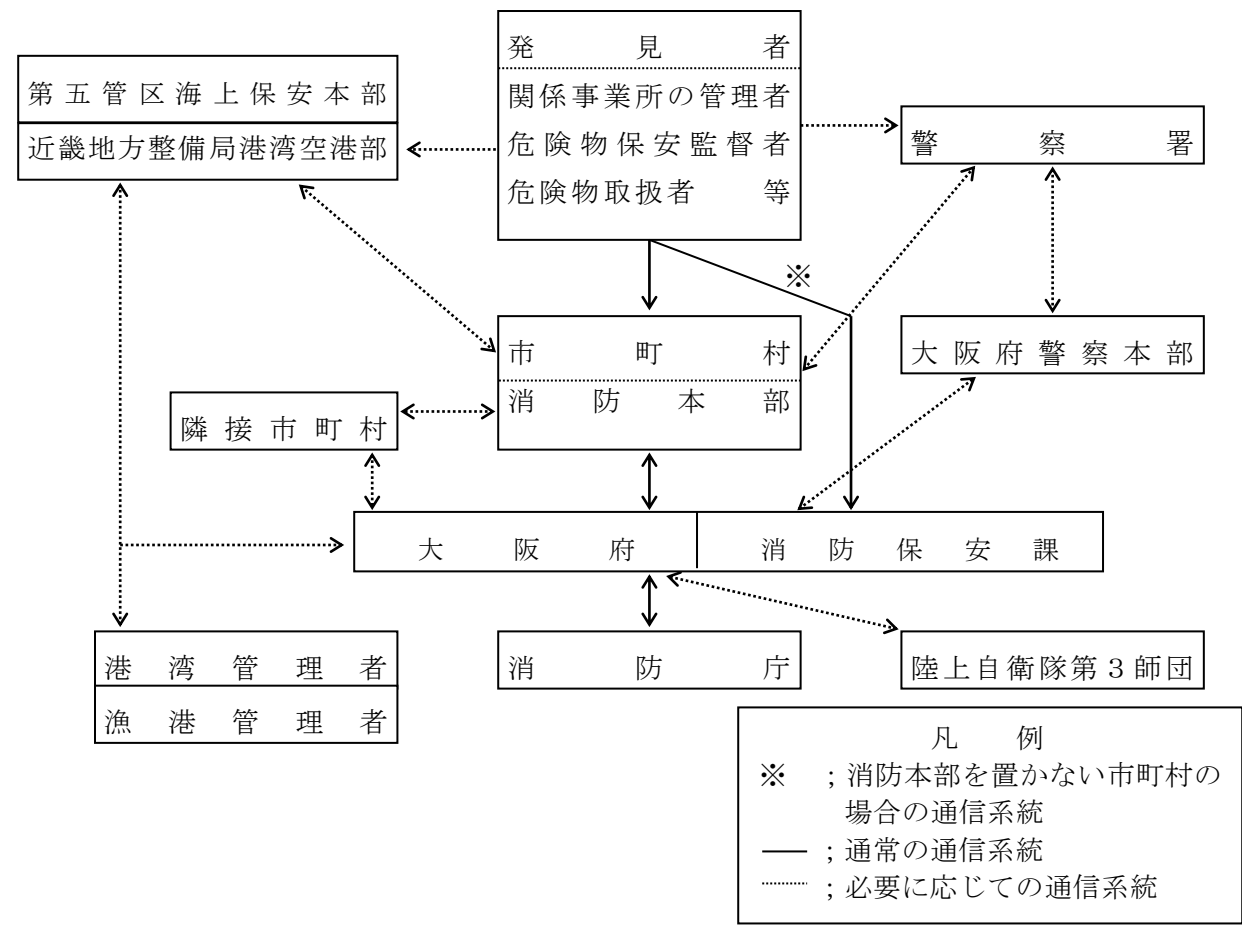
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村、府

- (1) 市町村（消防本部）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市町村（消防本部）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市町村は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避

難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

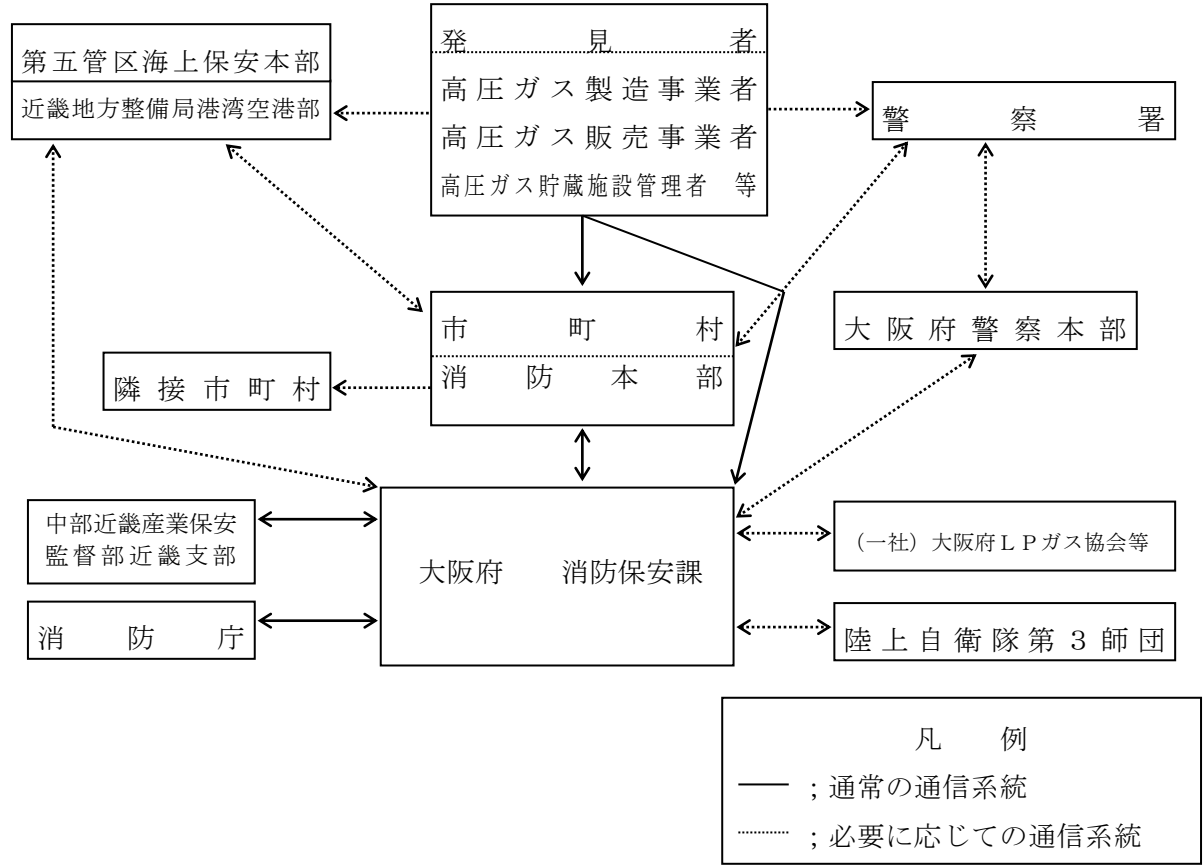
4 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市町村（消防本部）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第3 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

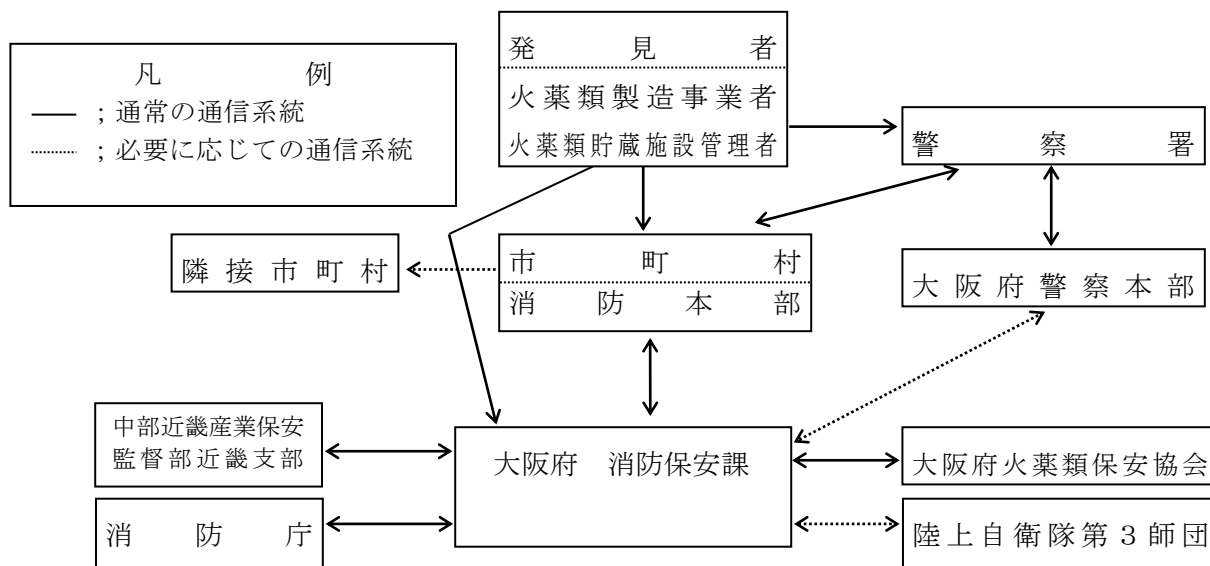
5 事業者

高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行い、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

第4 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、火薬類取締法の権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を講ずる。

4 府警察

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を講ずる。
- (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講ずる。

5 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

第5 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

総則

災害予防対策

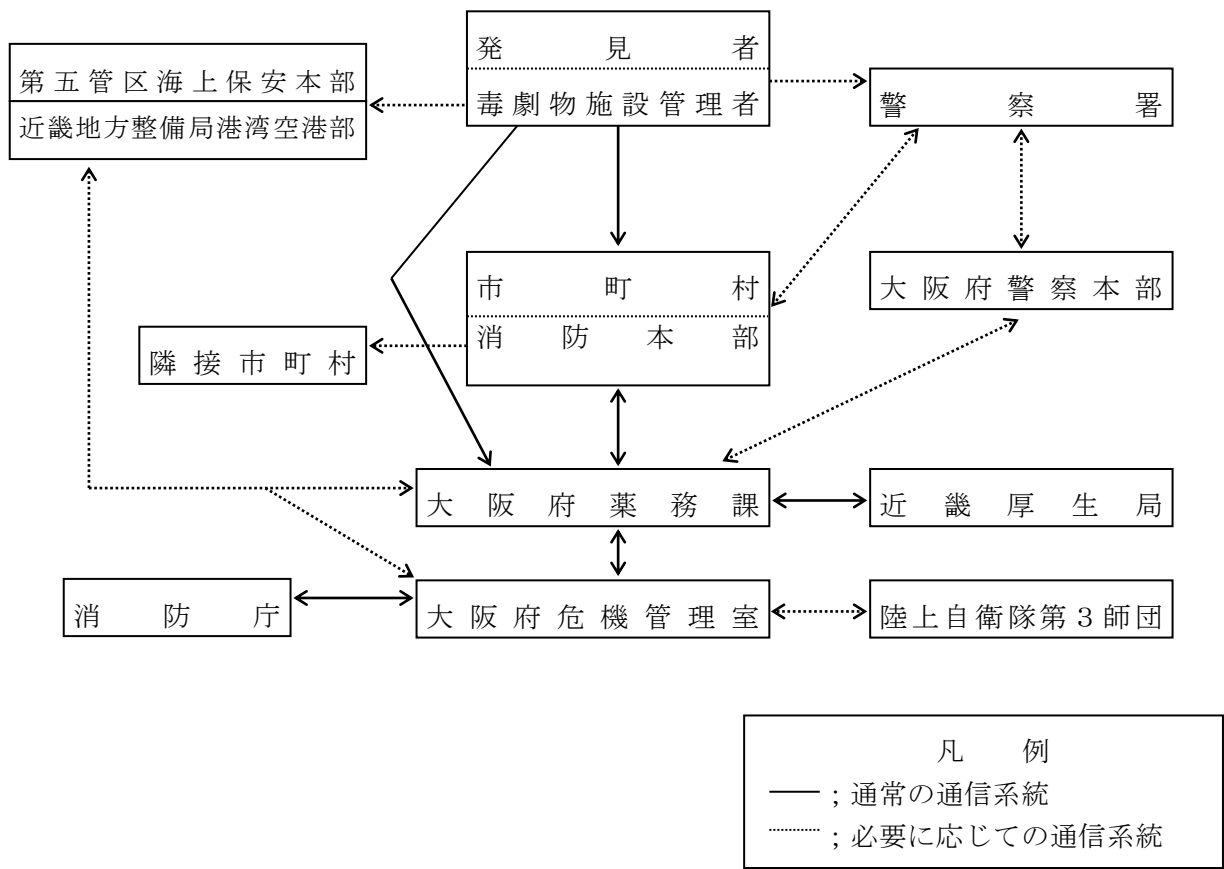
災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

〔別図〕



第6 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市町村

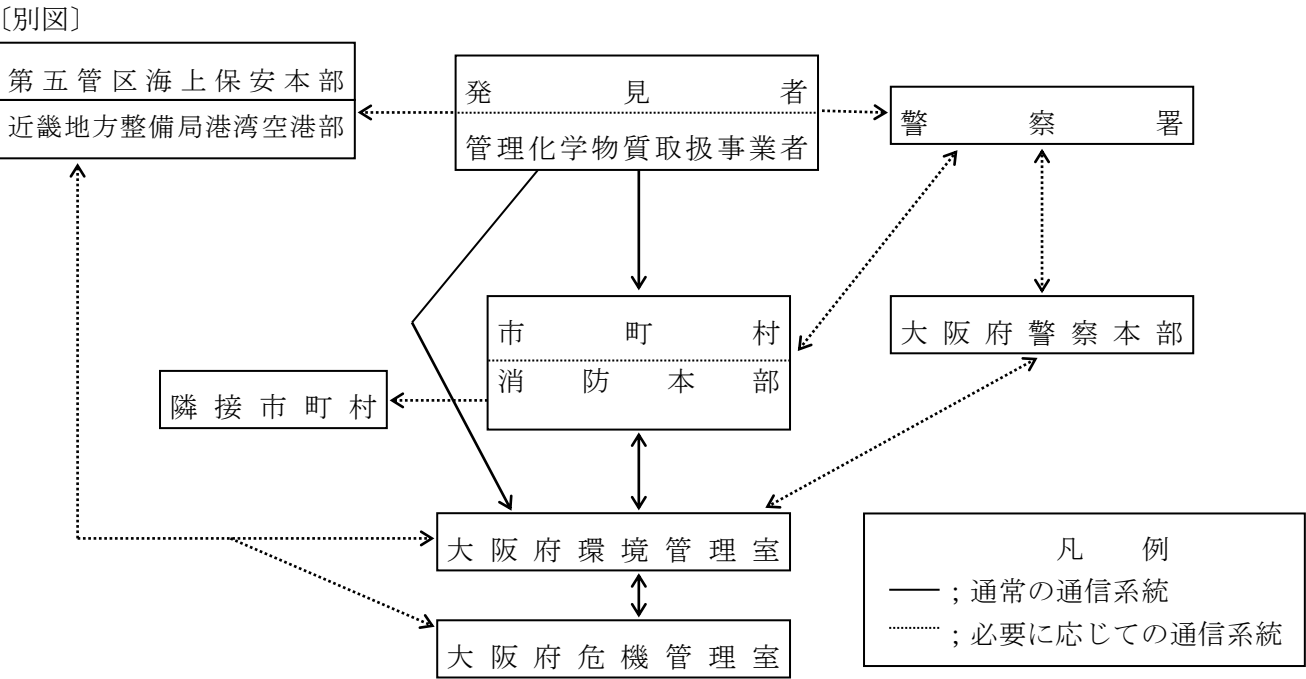
施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

3 府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。



総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防_御、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府災害警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

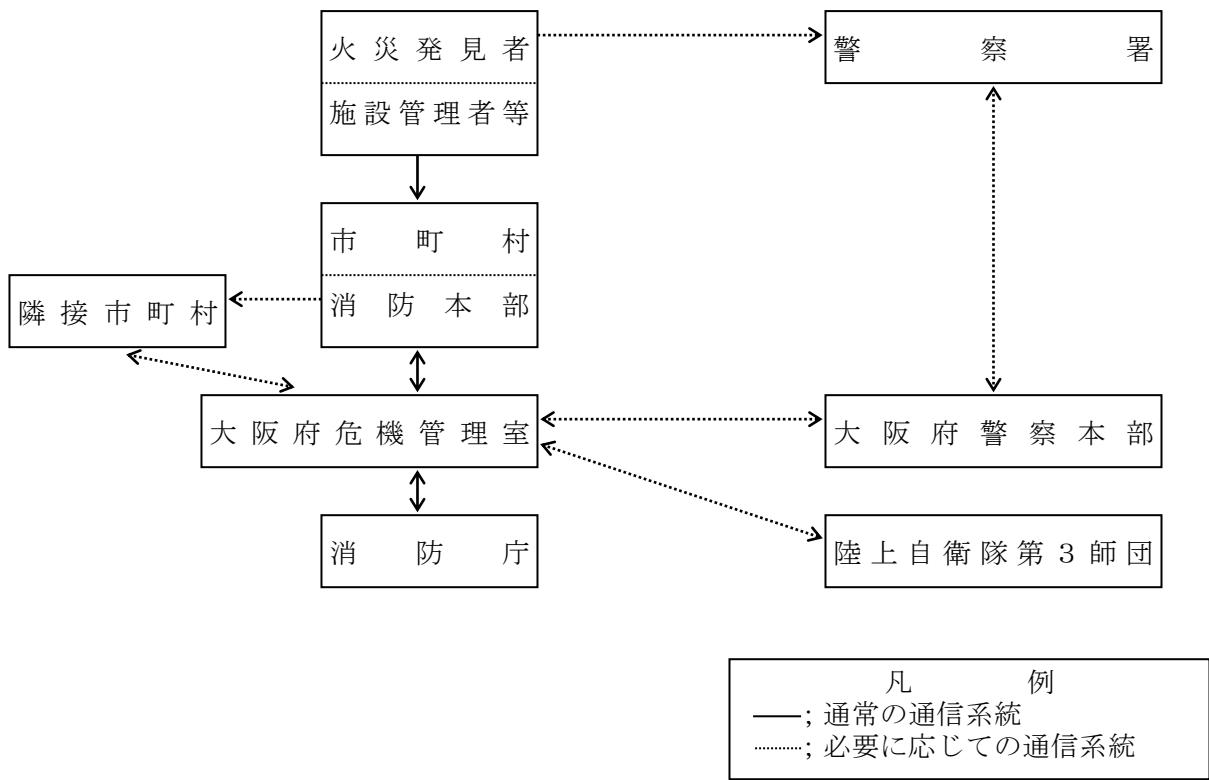
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



第3 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市町村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第4 市町村

市町村は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあつては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。

2 火災等

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

(1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

(2) 活動時における情報収集、連絡

(3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策

(4) 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用

(5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用

(6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

- (1) 市町村は、市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防^御活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 府は、市町村から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第5 府警察

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第6 大阪ガスネットワーク株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の地下街に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第7 高層建築物、地下街の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物、地下街の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物、地下街の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第7節 林野火災応急対策

市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防_御、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府災害警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な林野の火災による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府災害警戒本部の設置の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 市町村の活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防_御活動を行う。

1 組織体制

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 市町村現地対策本部の設置
- (3) 市町村林野火災対策本部等の設置
- (4) 災害対策本部の設置

2 活動内容

市町村及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防_御活動を行う。
- (2) 隣接市町村等に応援要請を行った場合、発災地の市町村に現地対策本部を設置する。
- (3) 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- (4) 火災が拡大し、市町村単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- (5) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (6) 警戒区域、交通規制区域の指定
- (7) 空中消火の要請又は知事への依頼
- (8) 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- (9) 応援部隊の受入れ準備

第3 防災関係機関等の活動体制

1 近畿中国森林管理局

- (1) 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
- (2) 市町村現地対策本部等が設置されたときは、その指示に従い活動する。

2 府警察

市町村、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

3 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、警察、府等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第4 火災通報等

1 通報基準

(1) 市町村は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

ア 焼損面積5ha以上と推定される場合

イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合

ウ 空中消火を要請する場合

エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手の都度報告する。

ア 焼損面積10ha以上と推定される場合

イ 空中消火を要請又は実施した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む。）

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

総則

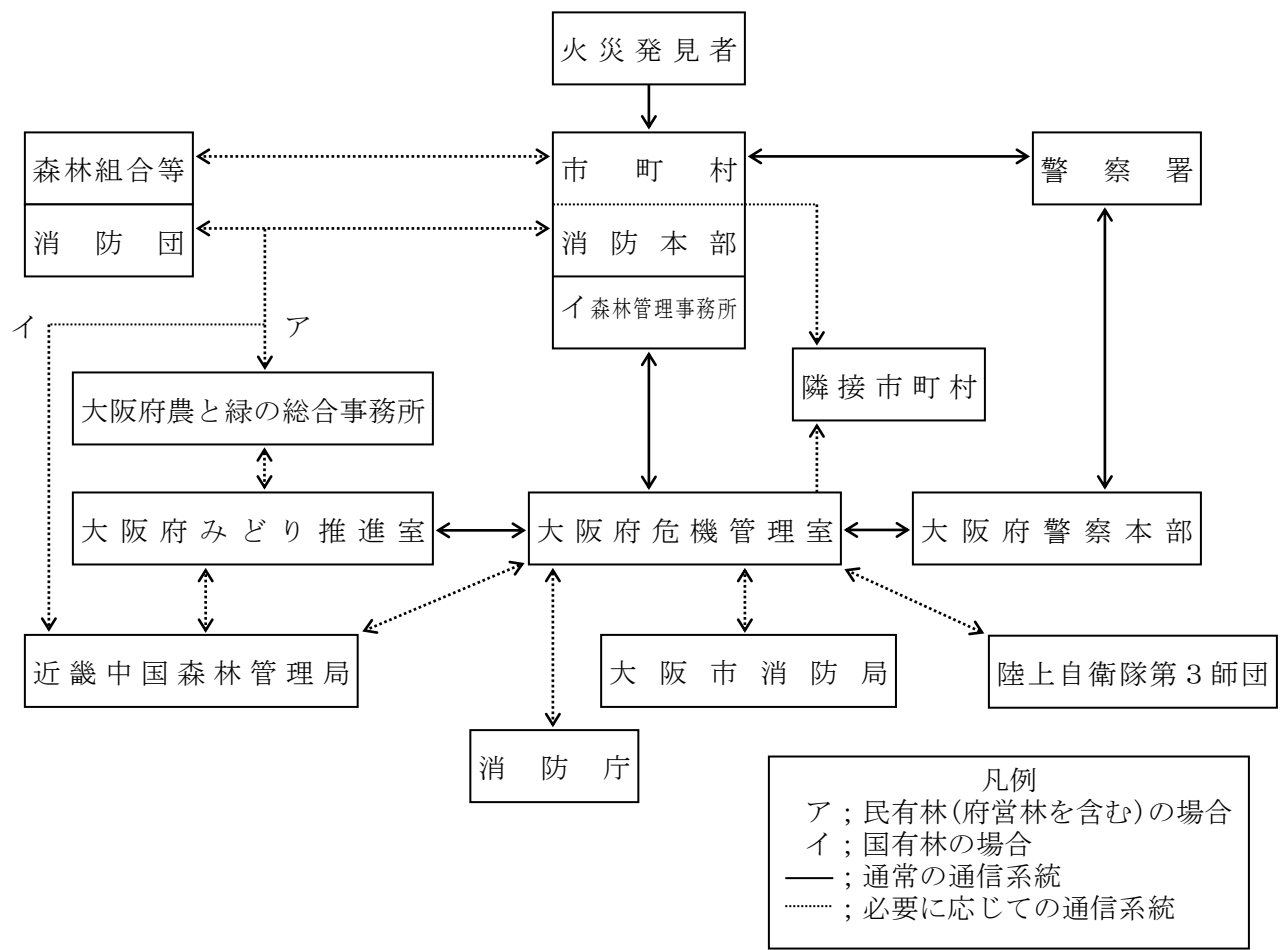
災害
予防
対策

災害
応急
対策

付
編

事故等
災害
応急
対策

災害
復旧・
復興
対策



第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市町村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

〔災害復旧・復興対策〕

第1章

災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

また、府は、被害状況の把握と対応策の検討にあわせ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行うものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

府は、市町村をはじめ被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、国に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

府、市町村をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

府、市町村をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

第4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

総則

第5 特定大規模災害

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村又は市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村又は市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第2節 被災者の生活再建等の支援

府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

府及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ア 死亡又は障がい、故意または重大な過失による場合
- イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

府、市町村及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市町村は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- 4 市町村は、地方税法及び条例に基づき、市町村税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

- 5 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第5 雇用機会の確保

府及び関係機関は、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

- 1 府及び大阪労働局は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所や府の就職支援機関等を通じて速やかにあっせんを図る。
- 2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置について、国は次の措置を講ずる。
 - (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
 - (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例として求職者給付を行う。
- 3 府及び大阪労働局は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持を要請する。

第6 住宅の確保等

府及び市町村は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕等、建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

府及び市町村は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

府及び市町村は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空家活用

既存の空家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるように配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第7 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市町村からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめ等、必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記(3)ア～ウの世帯 100万円

・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合

上記(3)ア～エの世帯 200万円

上記(3)オの世帯 100万円

・住宅を補修した場合 100万円

上記(3)ア～エの世帯 100万円

上記(3)オの世帯 50万円

・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

上記(3)ア～エの世帯 50万円

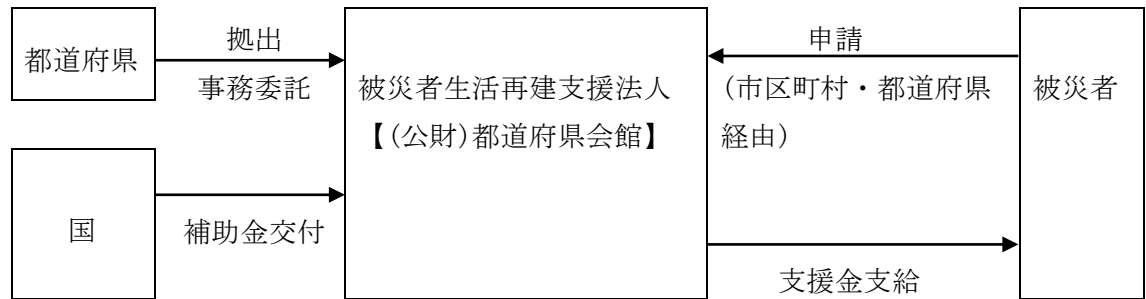
上記(3)オの世帯 25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1/2）

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1／2)

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第3節 中小企業の復旧支援

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、府及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 府の措置

- 1 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- 3 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための融資制度を実施する。
- 4 手続きの迅速化、既借入金の償還条件の緩和等の特別措置を信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市町村等を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 府の措置

- 1 農林漁業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林漁業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下、「天災融資法」という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 市町村、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

1 水道・工業用水道（府内水道（用水供給）事業者）

(1) 復旧計画

ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

2 下水道（府、市町村）

(1) 復旧計画

ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等

の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市町村）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧

効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

ア 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。

イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。

ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

9 道路（近畿地方整備局、府、市町村）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

〔災害復旧・復興対策〕

第2章

災害復興対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市町村は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、府及び市町村は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

総則

災害
予
防
対
策

災害
応
急
対
策

付
編

事
故
等
災
害
応
急
対
策

災害
復
旧
・
復
興
対
策

第2節 府における復興に向けた組織・体制整備

第1 復興対策本部の設置

府は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を府民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。

なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。

〔組織〕

本部長 知事

副本部長 副知事、政策企画部長

本部長 危機管理監、企画室長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める関係者に対して、復興対策本部会議への出席を求めることができる。

なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。

第2 関係機関との調整

復興計画等の策定から実施にあたって、府は、国の「復興基本方針」や関西広域連合の「関西復興戦略」、市町村の「復興計画」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組みと整合が図れるよう調整する。

また、国の復興対策本部及び復興現地対策本部が置かれた場合には、これらが行う総合調整と緊密な連携を図るものとする。

第3節 府における復興計画等の策定

第1 復興方針の策定

府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第9条に基づく都道府県復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、復興方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 大規模災害からの復興のために、府が実施すべき施策に関する方針
- 3 府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 4 その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2 復興計画の策定

府は、迅速に復興が図られるよう復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。

また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

併せて、関西広域連合の「関西復興戦略」等と整合を図るものとする。

第3 復興計画の内容

復興計画の内容は、災害の規模、被災の状況等を踏まえ定めることとするが、基本的な考え方として、規定事項を以下に例示する。

- 1 復興に関する基本理念
- 2 復興後のあるべき姿（基本目標・方向性）
- 3 復興計画の目標年次・プロセス
- 4 復興計画の対象地域
- 5 復興事業の推進方策
- 6 復興事業の進行管理

なお、必要がある場合には、復興計画の策定と並行して、個別に分野別の復興計画を策定するものとする。

第4 復興財源の確保

府は、災害後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な財源確保を図るとともに、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債充当率の引き上げ、復興に係る特別交付税措置、復興基金の設置など十分な支援を国へ要望する。

第4節 市町村における復興に向けた取り組み

- 1 市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
- 2 市町村は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市町村は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取り組みとも整合が図れるよう調整する。

- 3 市町村は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第5節 関西広域連合における復興に向けた取り組み

関西広域連合は、他分野事務局と連携をとり、職員派遣等による復興方針等の策定支援、復興に関するノウハウの提供、提言等を行う。

また、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、関西広域連合は、必要に応じて、関西全体の将来像を見据えた復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。

大阪府地域防災計画
基本対策編

令和 7 年 〇 月

大阪府危機管理室
〒540-8570
大阪府中央区大手前 2 丁目
電話 06-6941-0351(代表)